

第 3 部 災害応急対策計画

第 1 章 災害応急対策計画（地震・津波編）

第 2 章 災害応急対策計画（風水害等編）

第 3 章 災害応急対策計画（共通編）

第1章 災害応急対策計画（地震・津波編）

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第1章災害応急対策計画（地震・津波編）では、地震・津波防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達を記載し、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等については、第3章災害応急対策計画（共通編）で記載する。

第1節 組織計画

1 宮古島市災害対策本部

宮古島市災害対策本部（以下、災害対策本部という。）の組織等は、「宮古島市災害対策本部条例（平成17年10月1日）」、「宮古島市災害対策本部運営要綱」及び本計画の定めるところによるものとする。

参考資料 4-4 宮古島市災害対策本部条例

(1) 組織及び所掌事務

ア 災害対策基本法第23条及び宮古島市災害対策本部条例の規定に基づき市災害対策本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

イ 本部に災害対策本部会議をおき、本部長、副本部長、災害対策本部の各部長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

ウ 本部長が出張等による不在又は連絡不能で特に緊急の意志決定をする場合においては、下記の順位により所定の決定権に代わって意志決定を行うものとする。この場合において、代理で意志決定を行った者は、速やかに以下に示す所定の決定権者に報告し、その承認を得るものとする。

1 市長 → 2 副市長 → 3 教育長 → 4 総務部長 → 5 消防長

(3) 災害対策本部の設置

災害対策本部は、次に掲げる場合に設置するものとする。

ア 気象庁が宮古島市の全域又は一部の地域で震度5弱以上が観測された旨発表したとき。（災害対策本部の自動設置発令）

イ 気象庁が宮古島・八重山地方に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく津波警報又は大津波警報を発表したとき。（災害対策本部の自動設置発令）

ウ 地震又は津波により、市の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。

エ 市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。

(4) 災害対策本部会議の開催

市本部長（市長）は本部を設置したときには、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部員室に参集する。本部会議の開催場所、報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

ア 本部会議の開催場所

本部会議の開催場所は原則として宮古島市役所平良庁舎（3階会議室）とする。

第3部 災害応急対策計画 第1章 災害応急対策計画(地震・津波編)

なお、平良庁舎が大規模地震等の影響を受け使用できない場合は、次の施設から使用可能な場所に設置する。

1 消防本部庁舎 2 上野庁舎 3 城辺庁舎

イ 報告・協議事項等

- ・各部の配備体制に関する事。
- ・緊急措置事項に関する事。
- ・被害状況に関する事。
- ・応急対策に関する事。

ウ 主な協議事項

- ・本部の配備体制の切替え及び廃止に関する事。
- ・自衛隊、沖縄県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事。
- ・避難の勧告・指示、警戒区域の指定に関する事。
- ・災害救助法の適用に関する事。
- ・激甚災害の指定に関する事。
- ・市民向け緊急声明の発表に関する事。
- ・応急対策に要する予算及び資金に関する事。
- ・国、県等への要望及び陳情等に関する事。
- ・その他災害対策の重要事項に関する事。

エ 災害対策本部の組織編成及び所掌事務は、参考資料の資料3-1及び3-2のとおりとする。「宮古島市災害対策本部等」の所掌事務及び組織機構によるものとする。ただし、必要に応じてこれと異なった組織体制をとることができるものとする。

参考資料 3-1 宮古島市災害対策本部組織図

参考資料 3-2 宮古島市災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構

参考資料 3-3 配備体制・担当

(5) 災害対策本部の設置に至らない場合の措置

ア 災害警戒本部の設置

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するまでには至らないときは、必要に応じて災害警戒本部を設置し、災害警戒体制をとるものとする。

イ 災害警戒本部の設置基準は、以下のとおりとする。

- (ア) 気象庁が宮古島市の全域又は一部の地域で震度4が観測した旨発表したとき。（災害警戒本部の自動設置発令）
- (イ) 気象庁が宮古島・八重山地方に気象業務法に基づく津波注意報を発表し、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。
- (ウ) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、津波災害に備え避難の必要を認めるとき。
- (エ) 地震又は津波により、市の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- (オ) 上記のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要があるとき。

ウ 災害警戒準備体制

災害警戒本部の設置前における初動体制、または災害警戒本部の設置に至らない災害規模の発生及び発生が予想される場合に、防災担当者（総務課職員・消防本部）による災害警戒準備体制をとる。

- (ア) 気象庁が宮古島・八重山地方に気象業務法に基づく津波注意報を発表したとき。

(イ) 津波のおそれがあると判断し、警戒を要するとき。

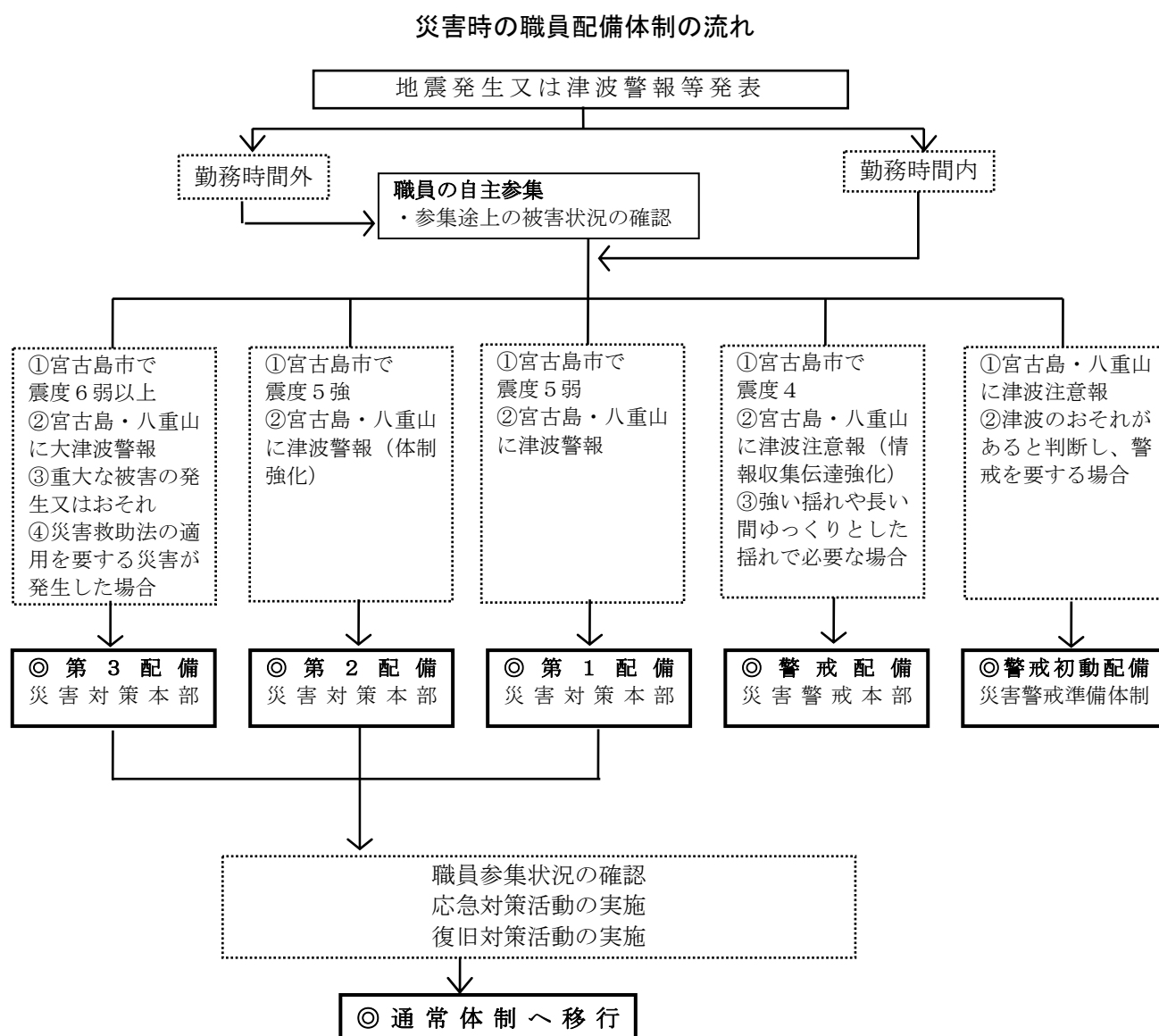
2 災害時の市職員の配備

(1) 夜間及び休日等における配備

各班の配備編成計画により参集が必要な市職員は、夜間及び休日等の勤務時間外に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集するものとする。

(2) 災害時の職員配備基準および体制の流れ

災害時の職員配備の流れとその判断基準は以下のとおりである。



宮古島市地震・津波災害時の職員配備体制基準表

配 備 体 制	配 備 基 準	配 備 要 員
警戒初動配備 (災害警戒準備体制)	○気象庁が宮古島・八重山地方に津波注意報を発表した場合 ○津波のおそれがあると判断し、警戒を要する場合	1 各部・班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく 2 その他の職員は待機の体制をとる
警戒配備 (災害警戒本部)	○気象庁が宮古島市の全域又は一部の地域で震度4が観測された旨発表した場合 ○気象庁が宮古島・八重山地方に津波注意報を発表し、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 ○強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで津波災害に備え、避難の必要を認める場合 ○地震又は津波により、市の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要する場合 ○災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要がある場合	1 各部・班の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は待機の体制をとる
第 1 配 備 (災害対策本部) 《情報収集伝達体制》	○気象庁が宮古島市の全域又は一部の地域で震度5弱が観測された旨発表した場合 ○気象庁が宮古島・八重山地方に津波警報を発表した場合	1 情報の収集伝達の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく
第 2 配 備 (災害対策本部) 《応急活動体制》	○気象庁が宮古島市の全域又は一部の地域で震度5強が観測された旨発表した場合 ○気象庁が宮古島・八重山地方に津波警報を発表し、体制等を特に強化して対処する必要がある場合	1 災害応急活動の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく
第 3 配 備 (災害対策本部) 《非常体制》	○気象庁が宮古島市の全域又は一部の地域で震度6弱以上が観測された旨発表した場合 ○気象庁が宮古島・八重山地方に大津波警報を発表した場合 ○地震又は津波により、市の全域又は一部の地域に重大な被害が発生した場合 ○市の全域又は一部の地域に、災害救助法の適用を要する災害が発生した場合	1 全職員が配置につく

※ 配備要員は、災害状況により増減することができる。

参考資料 5-1 気象庁震度階級関連解説表

参考資料 7-1 災害対策配備要員名簿(様式)

参考資料 7-2 災害対策配備要員報告書(様式)

(3) 災害対策本部を設置したときの通知及び公表

災害対策本部を設置したときは、以下の要領で通知、公表するものとする。

通知先又は公表先	担 当 部 班	通知又は公表方法
県	総務部 総務班	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク 又は電話、FAXで通知
本部構成員	総務部 総務班	庁内電話その他庁内LAN等迅速な方法で通知
関係機関	総務部 総務班	電話、FAXで通知
市民	総務部 総務班	報道機関を通じて公表

3 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、以下の場合に廃止するものとする。

ア 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。

イ 災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき。

なお、災害対策本部を廃止したときは、(3)の要領により通知するものとする。

4 国・県の災害現地対策本部との連携

市は、国・県の災害現地対策本部が設置されたときは、災害現地対策本部と連携して、災害応急対策を実施することとする。

5 防災関係機関の協力体制

本市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は市内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡協力を図り応急対策の実施に努めるものとする。

また、市は防災関係機関の長に対し、各分野の応急対策が効率的に行えるよう、専門職員を市の災害対策本部への派遣要請を行うものとする。

6 災害応急対策に従事する者の安全の確保

市災害対策本部長（市長）は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施しなければならないものとする。

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

1 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表するとともに、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

※震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。

2 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

(1) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。

(2) 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。

(3) 震度・震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき等に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

(4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

(5) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、津波の影響に関して、概ね30分以内に発表する。

(6) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(7) 推計震度分布図

震度5弱以上が観測されたとき、各地の震度をもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

※地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

・地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資

料を編集した資料。

- ・管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

3 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の留意事項等

第3部 災害応急対策計画 第1章 災害応急対策計画(地震・津波編)

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

津波情報の種類

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表。〔発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照〕
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い

第3部 災害応急対策計画 第1章 災害応急対策計画(地震・津波編)

段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容 (沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点)

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- 津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(4) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。その内、宮古島市が属する津波予報区は、「宮古島・八重山地方」でその区域は「沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡に限る。）」である。

また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

津波警報・注意報の標識

標識の種類	サイレン音	備 考
大津波警報	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)	
津波警報	(約5秒)  (約6秒)	
津波注意報	(約10秒)  (約2秒)	
津波注意報及び 津波警報解除	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	

(注) 吹鳴の反復は適宜とする。

4 津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次の頁の図のとおりである。

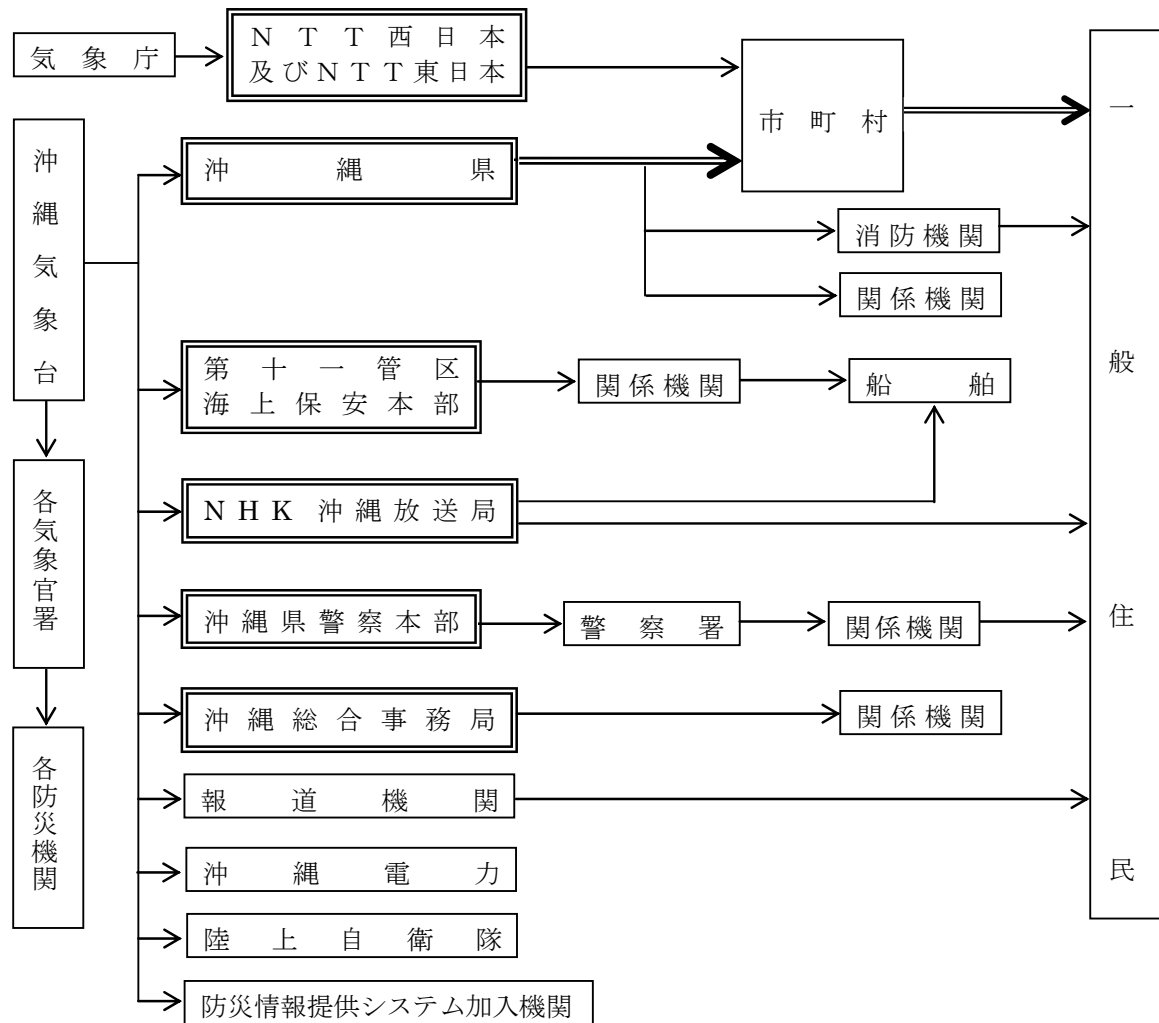
情報の発表を知り得た市、防災関係機関、団体等は、あらかじめ地域防災計画又は避難計画等に定められた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

5 近地震津波に対する自衛処置（実施主体：市[総務課]、県）

市長は、気象庁の発表する津波警報・注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、市防災情報システムや広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう勧告・指示するものとする。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。



- ※ 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号による伝達機関。
- ※ 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

地震情報及び津波警報等の伝達系統図

第2章 災害応急対策計画（風水害等編）

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第2章災害応急対策計画（風水害等編）では、防災に関する組織、気象警報等の伝達を記載し、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等については、第3章災害応急対策計画（共通編）で記載する。

第1節 組織計画

1 宮古島市災害対策本部

宮古島市災害対策本部（以下、災害対策本部という。）の組織等は、「宮古島市災害対策本部条例（平成17年10月1日）」、「宮古島市災害対策本部運営要綱」及び本計画の定めるところによるものとする。

参考資料 4-4 宮古島市災害対策本部条例

(1) 組織及び所掌事務

- ア 災害対策基本法第23条及び宮古島市災害対策本部条例の規定に基づき災害対策本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- イ 本部に災害対策本部会議をおき、本部長、副本部長、災害対策本部の各部長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。
- ウ 本部長が出張等による不在又は連絡不能で特に緊急の意志決定をする場合においては、下記の順位により所定の決定権に代わって意志決定を行うものとする。この場合において、代理で意志決定を行った者は、速やかに以下に示す所定の決定権者に報告し、その承認を得るものとする。

1 市長 → 2 副市長 → 3 教育長 → 4 総務部長 → 5 消防長

(2) 災害対策本部の設置

災害対策本部は、次に掲げる場合に設置するものとする。

- ア 市の全域又は一部の地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、又は高潮等の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき。
- イ 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、市の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。
- ウ 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、市の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
- エ 市の全域又は一部の地域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生したとき。
- オ 上記のほか、市の全域又は一部の地域に発生した災害に対し特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

(3) 災害対策本部会議の開催

市本部長（市長）は本部を設置したときには、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部員室に参集する。本部会議の開催場所、報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

ア 本部会議の開催場所

本部会議の開催場所は原則として宮古島市役所平良庁舎（3階会議室）とする。

なお、平良庁舎が大規模地震等の影響を受け使用できない場合は、次の施設から使用可能な場所に設置する。

1 消防本部庁舎 2 上野庁舎 3 城辺庁舎

イ 報告・協議事項等

- ・各部の配備体制に関する事。
- ・緊急措置事項に関する事。

ウ 主な協議事項

- ・被害状況に関する事。
- ・応急対策に関する事。
- ・本部の配備体制の切替え及び廃止に関する事。
- ・自衛隊、沖縄県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事。
- ・避難の勧告・指示、警戒区域の指定に関する事。
- ・災害救助法の適用に関する事。
- ・激甚災害の指定に関する事。
- ・市民向け緊急声明の発表に関する事。
- ・応急対策に要する予算及び資金に関する事。
- ・国、県等への要望及び陳情等に関する事。
- ・その他災害対策の重要事項に関する事。

エ 災害対策本部の組織編成及び所掌事務は、参考資料の資料3-1及び3-2のとおりとする。
「宮古島市災害対策本部等」の所掌事務及び組織機構によるものとする。ただし、必要に応じてこれと異なった組織体制をとることができるものとする。

参考資料 3-1 宮古島市災害対策本部組織図

参考資料 3-2 宮古島市災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構

参考資料 3-3 配備体制・担当

(4) 災害対策本部設置に至らない場合の措置

ア 災害警戒本部の設置

災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部を設置し、災害警戒体制をとるものとする。

イ 災害警戒本部の設置基準は以下のとおりとする。

- (ア) 市の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨又は高潮等の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。
- (イ) 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により市の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- (ウ) 上記のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため警戒体制をとる必要のあるとき。

ウ 災害警戒準備体制

気象台から大雨及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、防災担当者（総務課職員・消防本部）による災害警戒準備体制をとるものとする。

- (ア) 市の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく強風、大雨又は高潮等の注意報が発表されるなど、災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕があるとき。

参考資料 3-4 風水害時の警戒準備体制

参考資料 3-5 風水害時の災害警戒対策要員

2 災害時の市職員の配備

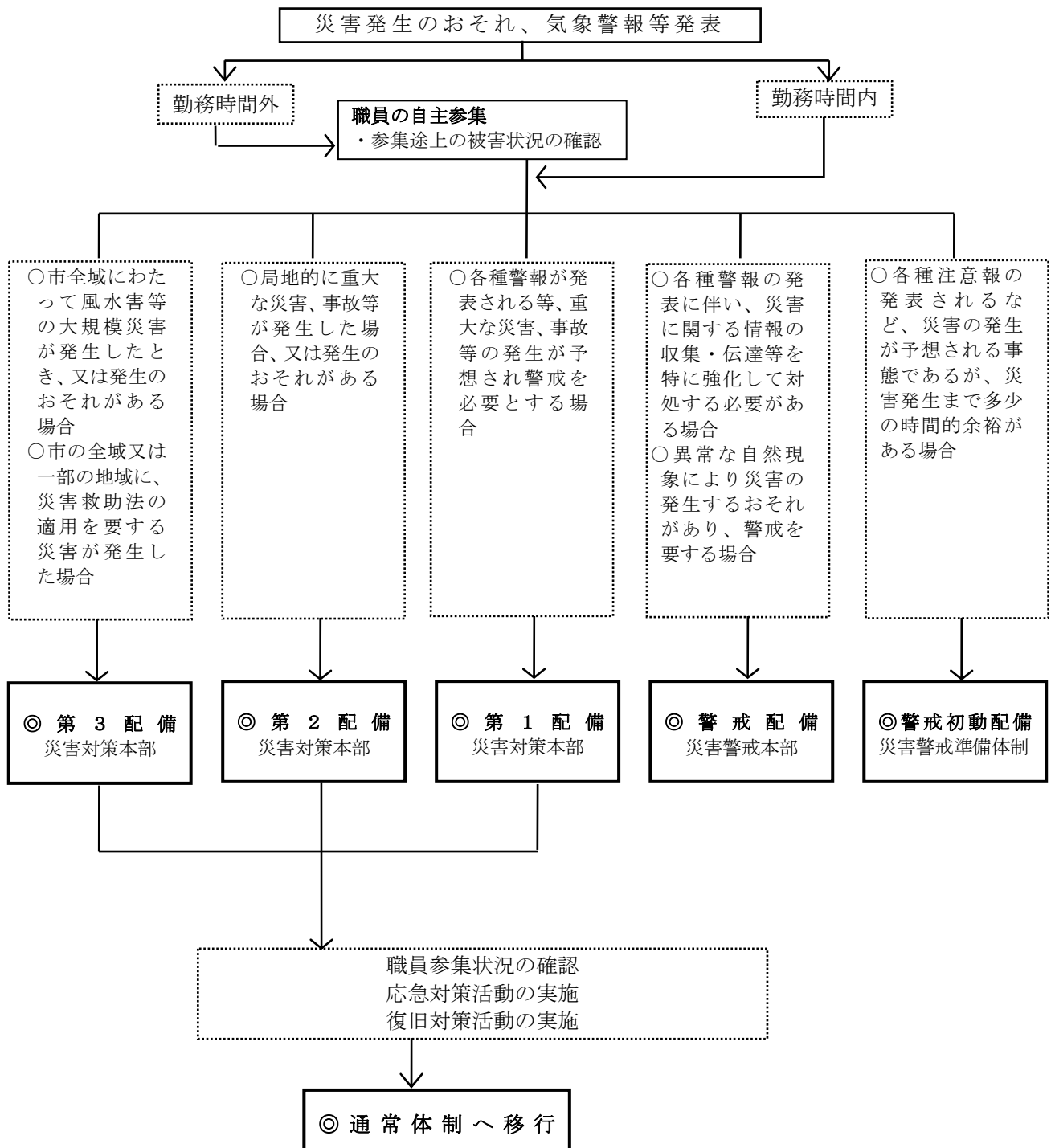
(1) 夜間及び休日等における配備

各班の配備編成計画により参集が必要な市職員は、夜間及び休日等の勤務時間外に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集するものとする。

(2) 災害時の職員配備基準および体制の流れ

災害時の職員配備の流れとその判断基準は以下のとおりである。

災害時の職員配備体制の流れ



宮古島市風水害等時の職員配備体制基準表

配 備 体 制	配 備 基 準	配 備 要 員
警戒初動配備 (災害警戒準備体制)	○市の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく強風、大雨又は高潮等の注意報が発表されるなど、災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合	1 各部・班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく 2 その他の職員は待機の体制をとる
警戒配備 (災害警戒本部)	○市の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく強風、大雨又は高潮等の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 ○強風、豪雨その他の異常な自然現象により市の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要する場合 ○災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため警戒体制をとる必要のある場合	1 各部・班の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は待機の体制をとる
第 1 配 備 (災害対策本部) 《情報収集伝達体制》	○市の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨又は高潮等の警報が発表される等、重大な災害、事故等の発生が予想され、警戒を必要とする場合	1 情報の収集伝達の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく
第 2 配 備 (災害対策本部) 《災害応急活動体制》	○局地的に重大な災害、事故等が発生した場合、又は発生のおそれがある場合	1 災害応急活動の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく
第 3 配 備 (災害対策本部) 《非常体制》	○市全域にわたって風水害等の大規模災害が発生したとき、又は発生のおそれがある場合 ○市の全域又は一部の地域に、災害救助法の適用を要する災害が発生した場合	1 全職員が配置につく

※ 配備要員は、災害状況により増減することができる。

参考資料 7-1 災害対策配備要員名簿（様式）

参考資料 7-2 災害対策配備要員報告書（様式）

(3) 災害対策本部を設置したときの通知及び公表

災害対策本部を設置したときは、以下の要領で通知、公表するものとする。

通知先又は公表先	担 当 部 班	通知又は公表方法
県	総務部 総務班	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク又は電話、FAXで通知
本部構成員	総務部 総務班	庁内電話その他庁内LAN等迅速な方法で通知
関係機関	総務部 総務班	電話、FAXで通知
市民	総務部 総務班	報道機関を通じて公表

3 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、以下の場合に廃止するものとする。

ア 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。

イ 災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき。

なお、災害対策本部を廃止したときは、(3)の要領により通知するものとする。

4 国・県の災害現地対策本部との連携

市は、国・県の災害現地対策本部が設置されたときは、災害現地対策本部と連携して、災害応急対策を実施することとする。

5 防災関係機関の協力体制

本市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は市内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡協力を図り応急対策の実施に努めるものとする。

また、市は防災関係機関の長に対し、各分野の応急対策が効率的に行えるよう、専門職員を市の災害対策本部への派遣要請を行うものとする。

6 災害応急対策に従事する者の安全の確保

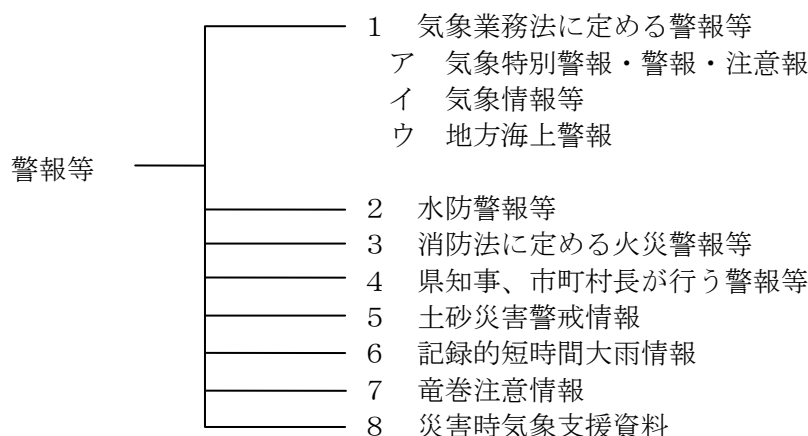
市本部長（市長）は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施しなければならないものとする。

第2節 気象警報等の伝達計画

(実施主体：市[総務課]、県、沖縄気象台・宮古島地方気象台、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署、宮古島警察署、関係機関)

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象注意報・警報・特別警報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

1 警報等の種類及び発表基準



(1) 気象業務法に定める警報等

ア 気象特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときは「注意報」が、重大な災害が起こるおそれがあるときは「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。

参考資料 5-2 特別警報・警報・注意報発表基準

イ 気象情報等

気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報及び潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ（風速 15m/s 以上の半径）		台風の強さ（最大風速）	
大 型	500km 以上 800km 未満	強 い	33m/s 以上 44m/s 未満
超 大 型	800km 以上	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
		猛 烈 な	54m/s 以上

注：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

ウ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24 時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

(7) 地方海上予報区の範囲と細分名称

- ・ 沖縄気象台担当地方海上予報区
沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）

第3部 災害応急対策計画 第2章 災害応急対策計画(風水害等編)

- ・ 細分名称
 沖縄東方海上 (SEA EAST OF OKINAWA)
 東シナ海南部 (SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA)
 沖縄南方海上 (SEA SOUTH OF OKINAWA)

(イ) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カシヅョウケイウナシ 海上警報なし (英文 NO WARNING)	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カシヅョウノウムケイ 海上濃霧警報 (英文 WARNING)	濃霧により視程が 500m 未満 (0.3 カリ未満)
カシヅョウカセケイ 海上風警報 (英文 WARNING)	最大風速が 13.9～17.1m/s (28 以上～34 ノット未満)
カシヅョウキョウフウケイ 海上強風警報 (英文 GALE WARNING)	最大風速が 17.2～24.4m/s (34 以上～48 ノット未満)
カシヅョウホウフウケイ 海上暴風警報 (英文 STORM WARNING)	最大風速が 24.5～32.6m/s (48 以上～64 ノット未満)
カシヅョウタイフウケイ 海上台風警報 (英文 TYPHOON WARNING)	最大風速が 32.7m/s 以上 (64 ノット以上)

(2) 水防警報等

ア 水防活動用警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行なわれる水防活動用の警報・注意報は(1)の
 アに定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものと
 する。

水防活動用警報等	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報)
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報

イ 水防警報

水防警報とは、高潮等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要が
 ある旨を警告して行う発表をいう。

(3) 消防法に定める火災警報等

ア 火災警報

市の区域を対象として、市長が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受
 けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

イ 火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象
 官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報
 にかえる。

(4) 県知事、市町村長が行う警報等

知事は、気象台その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたと
 き、又は自ら災害に関する警報をしたときは、予想される災害の事態及びこれに対してと
 るべき措置について関係機関に対し必要な通知又は要請を行うものとする。

市長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警

報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、市長は、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。

(5) 土砂災害警戒情報

県と気象台は、大雨警報発表中に土砂災害発生の危険度が高まったときは、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎に協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

市長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂危険箇所の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

また、本計画において、土砂災害危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び災害時要援護者関連施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定するものとする。

(6) 記録的短時間大雨情報

気象台は、大雨警報発表中に県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

(7) 竜巻注意情報

気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、各気象台が受け持つ予報区単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(8) 災害時気象支援資料

気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

2 警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 強風 〃 波浪 〃 高潮 〃 大雨(土砂災害、 浸水害)警報・特別警報 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 記録的短時間大雨 情報 竜巻注意情報	宮古島地方気象台	沖縄県宮古事務所管内
火災警報	市長	宮古島市内
水防警報	県知事	指定した海岸
土砂災害警戒情報	県及び気象台	宮古島市内

※重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には、特別警報(大雨・暴風・波浪・高潮)が発表される。

3 気象警報等の伝達

(1) 気象警報等の伝達系統図

参考資料 3-6 気象警報等の伝達系統図に示す。

(2) 火災警報等の伝達系統図

参考資料 3-7 火災警報等の伝達系統図に示す。

(3) 地方海上警報等の伝達系統図

参考資料 3-8 地方海上警報等の伝達系統図に示す。

(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統図

参考資料 3-9 土砂災害警戒情報の伝達系統図に示す。

(5) 「NTT西日本及びNTT東日本」に通知する警報等

ア 警報の種類

宮古島地方気象台が「NTT西日本及びNTT東日本」に通知する警報の種類は、暴風、大雨、高潮及び波浪の警報ならびに特別警報とする。

イ 通知の方法

気象庁と「NTT西日本及びNTT東日本」をオンライン接続することにより宮古島地方気象台が発表する警報等をNTT西日本及びNTT東日本に通知する。

4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下によりすみやかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事 項	現象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象		強い突風、たつまき、激しい雷雨等
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪		著しく異常な潮位、波浪

(2) 異常現象発見者の通報系統図

参考資料 3-10 異常現象発見者の通報系統図に示す。

(3) 異常現象発見時の通報要領

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市長、警察官又は海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市長に通報する。

ウ 通報を受けた市長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

第3章 災害応急対策計画（共通編）

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 災害通信計画

1 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

2 各種通信施設の利用（実施主体：市[総務課]、県）

災害情報等の伝達・報告、災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況により異なるが、実情に即した方法で行うものとし、固有の通信施設を持っている機関についてはこれを利用する。

なお、他の機関における通信施設の利用については、事前に管理者と利用方法等必要な手続きを定めて災害時に利用するものとする。

(1) 電気通信業務用電気通信施設・設備の利用方法

利 用 設 備	利 用 方 法
普通電話による通信	一時的には、加入電話の通常手続きにより通信を確保するが、施設の被害、その他によりその利用方法が制限される場合は、「非常電話」の取扱を受け、通話の優先利用を図るものとする。 なお、臨時電話が設置できる状況にあつては、被害地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図るものとする。
非常電話 (災害時優先指定電話)	災害時において、非常電話を優先利用するため、平常時から NTT 等電話取扱局との調整により「災害時優先指定電話」の指定を受けておくものとする。 また、災害時等における非常通話を利用する場合、102 番をダイヤルし「非常」をもって呼び出し、非常電話であることを表明する。
電報による通信	災害対策のため、特に緊急を要する電報は、「非常電報」と取扱を受け、電報の優先利用を図るものとする。 非常電報を申し込むにあたっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書きし、非常である旨を告げて頼信する。

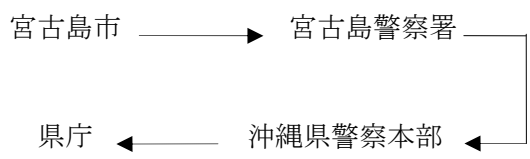
参考資料 3-17 災害時優先指定電話

(2) 専用通信設備の利用

ア 業務用電気通信設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信にその必要がある場合には、専用通信設備の利用をあらかじめ協議して定めた手続きにより利用するものとする。

専用通信施設	通 信 方 法
市防災情報システム (屋外放送)	市防災情報システムの利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合において通信連絡を行うものとする。
警察電話	沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡をする。
警察無線電話	沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、警察電話に準じて通信連絡をする。
その他非常通信の利用	その他非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市の専用通信設備の利用ができないか、又は利用することが著しく困難であるため、その非常通報の目的を達成することができない時に、非常通信設備を利用して通信連絡をする。

イ 県防災行政無線網（通常通信ルート）が使用できない場合、下記の非常通信ルートを使用し通信連絡をするものとし、平素から関係機関との意思疎通に努めるものとする。

非 常 通 信 ル ー ト	非常通信受付機関	担当部署・電話番号
	宮古島警察署	警備課 0980-72-0110

(3) 通信設備優先利用の協定

市は、基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(4) 放送要請の依頼

市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合においてテレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼するものとする。

ただし、人命に関するなどの特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨を報告するものとする。

第2節 災害状況等の収集・伝達計画

1 実施責任者

(1) 市の役割

ア 市の地域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告するものとする。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

イ 被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

(2) 消防機関の役割

市（消防本部）は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報

が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告するものとする。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

(3) 県の役割

県は、その所管する施設物について被害状況を調査するとともに、2の(1)に掲げる県内の被害状況を収集し、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

(4) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

各機関は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努めるものとする。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行うものとする。

2 災害状況の収集（実施主体：市[全課]、県、宮古島警察署）

(1) 災害情報の種類

市は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集にあたっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

- ・ 人的被害、住家被害及び火災に関する情報
- ・ 避難の勧告及び指示の状況並びに警戒区域の指定状況
- ・ 避難者数及び避難所の場所等に関する情報
- ・ 医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
- ・ 道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- ・ 空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報
- ・ 電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- ・ 港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ・ 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

(2) 市による災害情報の収集

市は、以下の方法で情報収集を行う。

ア 航空機による情報

発災直後に県警察本部、自衛隊、第十一管区海上保安本部宮古島保安署等の航空機により収集された情報を把握する。

イ 職員の参集途上による情報

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集する。

ウ 住民等からの通報

住民等からの通報、119番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。

特に、情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

(4) 市被災時の情報収集

県は、市が被災したために、被害情報の収集及び県への報告ができない状況と認められる場合は、市に県調査隊、県職員を派遣し情報を収集する。

参考資料 7-3 災害概況調査票（様式）

3 災害発生時の第1次情報の報告（実施主体：市[総務課]、消防本部）

(1) 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告するものとする。

(2) 被害の有無に関わらず、地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が発生した場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。

(3) 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した

場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

- (4) 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- (5) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

4 災害報告（実施主体：市[総務課]）

災害状況等の収集報告は、本計画及び各対策部における災害報告要領によるものとする。

(1) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

- ア 災害概況即報
- イ 被害状況即報
- ウ 災害確定報告
- エ 災害年報

(2) 報告要領

ア 災害概況即報

市は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合。）に災害即報様式第1号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。

イ 被害状況即報

市は、被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を、市から県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。

なお、市が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

ウ 災害確定報告

市は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害報告様式第1号に基づく内容を県に報告する。

なお、報告に当たっては、地元警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つものとする。

エ 災害年報

市は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県へ報告する。

参考資料 3-11 災害情報連絡系統図

参考資料 3-12 防災関係機関の収集情報・連絡系統

参考資料 3-18 県内防災関係機関一覧表

参考資料 7-4 災害調査票（様式）

参考資料 7-5 災害報告様式及び記載方法（様式）

第3節 災害広報計画

1 実施機関

市、県及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの

分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする
とともに、県及び市は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報及び交換を行うよう努めるものとする。

3 広報活動（実施主体：市〔総務課〕、県）

(1) 市の役割

市は、災害情報及び被害状況等の広報を行う。

また、被災者に対して避難活動や生活の維持に必要な情報を報道機関の協力を得て、迅速かつ適切に提供するものとする。

ア 被害写真の収集

(ア) 現地に職員を派遣して災害現地の写真を撮影し、収集を図る。

(イ) 報道機関が撮影した写真について、必要があるときは協力を依頼する

(ウ) その他現地における資料の収集を図る。

イ 報道機関に対する情報等の発表

市において収集した災害情報等の報道機関に対する発表は、以下の事項について、適宜行うものとする。

なお、災害の規模が大きく、また長期間にわたる災害については、公表時間を定めて行う等の措置をとるものとする。

(ア) 災害の種別（名称）及び発生日月日

(イ) 災害発生場所又は被害激甚地域

(ウ) 被害の状況

(エ) 災害救助法適用の可否

(オ) 市における応急対策の状況

ウ 市民に対する広報

(ア) 風水害時の災害

なお、市における災害広報は、具体的には、段階に応じて以下のように行う。

① 警戒段階（台風等が接近し、大雨等が予想される時期）

- ・ 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
- ・ 台風・気象情報
- ・ 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- ・ 警報
- ・ 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- ・ 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- ・ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- ・ 公共交通機関の運行状況
- ・ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- ・ 避難情報（準備情報）

② 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）

- ・ 避難情報（避難勧告・指示とその理由、避難所等）

③ 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）

- ・ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- ・ 医療機関の状況
- ・ 感染症対策活動の実施状況
- ・ 食料、生活必需品の供給予定

- ・ 災害相談窓口の設置状況
 - ・ その他住民や事業所のとるべき措置
- (イ) 報道機関への要請
- 「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づいて、市は県に要請して報道機関を通じ市民や被害者に対して必要な情報、注意事項及び市の対策等の周知徹底を図る。
- 特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。
- 報道機関を通じて広報する内容は、おおむね以下のとおりである。
- ① 不要不急の電話の自粛
 - ② 被災者の安否
 - ③ 空き病院の情報
 - ④ 二次災害防止のためにとるべき措置
 - ⑤ 交通情報
 - ⑥ 食料・生活物資に関する情報
 - ⑦ 電気・水道などの復旧の見通し
- (ウ) 住民からの問い合わせに対する対応
- ① 来庁者に対する広報窓口を設置する。
 - ② 市ホームページ、エリアメール、行政チャンネル等を活用し、広報活動を行う。
- (エ) 災害時要援護者に対する対応
- ① テレビの文字放送等を活用し、広報活動を行う。
 - ② 手話及び外国語通訳を確保し、広報活動を行う。
- (オ) 災害時要援護者等に配慮した広報
- 高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。
- エ 被災者の安否に関する情報の提供
- 市長は、被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）について照会があったときは、安否情報を回答することができるものとする。この場合においては、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

1 災害派遣を要請する場合の基準

知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、以下の基準に基づいて自衛隊の災害派遣を要請する。

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合。
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合。

2 災害派遣要請要求等（実施主体：市[総務課]、県、自衛隊）

(1) 知事への派遣要請要求

市長は、基本法第68条の2に基づき、市域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(2) 防衛大臣等への通知

市長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、市長は、通知を行った場合は、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

※防衛大臣の指定するもの：派遣命令者

参考資料 3-19 自衛隊の災害派遣要請系統図

参考資料 3-20 自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧

参考資料 7-6 自衛隊災害派遣要請依頼書（様式）

3 派遣部隊の活動内容（実施主体：自衛隊）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、以下のとおりである。

- (1) 被害状況の把握（偵察行動）
- (2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者等の搜索救助
- (4) 水防活動（土のう作成、運搬、積み込み）
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付け又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- (11) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (12) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

4 派遣部隊との連絡調整（実施主体：市[総務課]、県、自衛隊）

- (1) 県は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整を行う。
- (2) 自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、県又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。
- (3) 災害の発生が予想される場合、市及び県は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

5 市及び県の準備すべき事項（実施主体：市[総務課]、県、自衛隊）

自衛隊派遣に際しては、市及び県は以下の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするように協力するものとする。

- (1) 災害地における作業等に関しては、市及び県と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- (2) 市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。

- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供するものとする。
- (4) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料及び消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り市において準備するものとする。
- (5) 市及び県は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図るものとする。

6 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（自衛隊）

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

ア 警察官がその場にいない場合（自衛隊法第94条）

(ア) 避難命令等（警察官職務執行法第4条第1項）

(イ) 土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

(ウ) 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第76条の3第3項）（所轄警察署長への通知）

イ 市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

(ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）（市長へ通知）

(イ) 他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）（市長へ通知）

(ウ) 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）（市長へ通知）

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、市町村が補償を行う。

ア 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずる損失

イ 自衛官の従事命令（法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

7 派遣部隊の撤収（実施主体：市[総務課]、県、自衛隊）

- (1) 要請権者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。
- (2) 派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、市長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

8 経費の負担区分等（実施主体：市[総務課]、県）

- (1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、市及び県の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定するものとする。

ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金

イ 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金

ウ 岸壁使用料

- (2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行うものとする。

9 ヘリポートの準備（実施主体：市[総務課]）

市は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理するものとして、災害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に

報告する。

参考資料 3-21 ヘリポートの準備要領

10 自衛隊の自主派遣（実施主体：自衛隊）

自衛隊法第 83 条第 2 項に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊等を派遣する。

災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、以下のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

11 近傍災害派遣（自衛隊）

自衛隊法第 83 条第 3 項に基づき、庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。

第 5 節 広域応援要請計画

1 応援協定に基づく応援要請（実施主体：市[総務課]）

市は、市内に大規模な災害が発生し、市単独では十分な応急措置が実施できないと認めるときは、市の応援協定に基づき応援の要請を行う。

2 市の応援要請（実施主体：市[総務課]）

(1) 職員の派遣、あつせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第 29 条及び 30 条に基づき、上記機関に対し職員の派遣を要請し、又は県に対し上記機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(2) 他の市町村への応援の要求

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法 67 条に基づき、他の市町村長に対し、応援を求める。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

(3) 知事への応援の要求

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法 68 条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

3 県における応援要請（実施主体：市[総務課]、県）

(1) 職員の派遣、あつせん

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第 29 条及び 30 条に基づき、指定行政機関の長、指定地方行政機関の又は指定公共機関に対し当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員、地方公共団体又は独立行政法人の職員の派遣についてあつせんを求める。

(2) 都道府県知事への応援の要求

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、応援を求める。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではない。

(3) 内閣総理大臣への応援の要求

知事は、市への指示又は他の市町村の応援若しくは他都道府県への応援のみでは、応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、県又は被災市町村への応援を求める。

(4) 市への指示

知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示する。

参考資料 6-1 九州・山口 9 県災害時相互応援協定等

3 防災関係機関における応援要請（実施主体：市[総務課、消防本部]、県、宮古島警察署）

(1) 警察

大規模災害発生時において、警察は、必要に応じ国に対して「警察災害派遣隊」の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

(2) 市（消防本部）

大規模災害発生時において、市は、消防組織法第 44 条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

(3) ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

4 海外からの支援の受け入れ（実施主体：市[総務課]、県）

市は、県の災害対策本部等から海外からの支援受け入れの連絡があった場合には、支援受け入れの可否を判断し、受け入れを決定した場合は県と連絡調整を図り、その受け入れ体制を整備する。

受け入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県と連携を図る。

5 市機能の支援（実施主体：市[総務課]、県）

市の行政機能が喪失又は機能低下した場合に、以下のような県が実施する支援を連携して行う。

(1) 県調査隊の派遣

本市に対しヘリコプター等により県職員の調査隊が派遣された場合には、連携して被害情報を把握するとともに、県等からの支援について連絡調整を行う。

なお、県は市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合は、要請を待たずに派遣を行う。

(2) 県職員等の派遣

市の機能をバックアップするために必要な市内のニーズを把握し、県職員の派遣及び県保有資機材等の提供等を要請する。

また、必要に応じて、国及び防災関係機関等に対して県を通じ支援を要請する。

(3) 応援職員の調整

市は、県に対し応援職員の派遣を要請するとともに、本市における派遣職員の配置や輸送等の調整を県と連携し行う。

第6節 避難計画

第1款 避難の原則

1 実施責任者

地震後の延焼火災や余震、風水害等による二次災害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容及び保護を、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

(1) 避難準備情報の提供

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	なし	

(2) 避難の勧告

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行

(3) 避難の指示

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、津波、高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者（市長）	洪水、津波、高潮	水防法第29条	

(4) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	市長ができない場合に代行

第3部 災害応急対策計画 第3章 災害応急対策計画(共通編)

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第 63 条	市長から要請がある場合又は市長（委任を受けた職員含む）がその場にいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第 63 条	市長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、津波、高潮	水防法第 21 条	
警察官	洪水、津波、高潮	水防法第 21 条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

(5) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難の勧告・指示、避難準備情報の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(6) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は市長が行うものとする。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として市長が行うものとする。

また、広域避難等において市のみで対応不可能な場合は、県、近隣市村等の協力を得て実施する。

(7) 避難のための安全確保に関する措置

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができるものとする。

(8) 避難勧告又は指示に関する助言

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合等において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができるものとする。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

(9) 電気通信設備等の優先的利用等

市長が、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用等し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができるものとする。

2 避難勧告等の運用（実施主体：市[総務課]）

(1) 避難勧告・指示等の種類

避難勧告等の種類は、以下のとおりである。

種類	内容	根拠法
避難準備情報	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。	なし

第3部 災害応急対策計画 第3章 災害応急対策計画(共通編)

避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要なと認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告する。	災害対策基本法第60条
避難指示	上記において、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。	
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本法第63条

(2) 避難勧告等の基準

市は、あらかじめ定めた客観的な基準等に応じて、避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令する。

(3) 避難勧告等の内容

避難措置の実施者は、避難準備情報、避難の勧告・指示、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

- ア 発令者
- イ 対象区域
- ウ 避難準備情報、避難の勧告・指示の発令及び警戒区域の設定の理由
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ その他必要な事項

(4) 避難勧告等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して市防災情報システム、サイレン、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

なお、必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が避難指示等を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならないものとする。

(5) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

- ア 市長の措置
 - ・市長→知事（防災危機管理課）
- イ 知事の措置
 - (ア) 災害対策基本法に基づく措置
 - ・知事（防災危機管理課）→市長
 - (イ) 地すべり等防止法に基づく措置
 - ・知事（海岸防災課）→所轄警察署長
- ウ 警察官の措置
 - (ア) 災害対策基本法に基づく措置
 - ・警察官→所轄警察署長→市長→知事（防災危機管理課）
 - (イ) 警察官職務執行法（職権）に基づく措置
 - ・警察官→所轄警察署長→県警察本部長→知事（防災危機管理課）→市長
- エ 自衛官の措置
 - ・自衛官→市長→知事（防災危機管理課）
- オ 水防管理者の措置
 - ・水防管理者→所轄警察署長

(6) 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

市及び県は、市長が避難勧告等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」(平成17年6月28日)に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難勧告等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

※様式及び伝達ルートについては、以下の参考資料のとおり。

参考資料 3-22 避難勧告・指示者、警戒区域の設定者、及び避難勧告等の伝達ルート

参考資料 7-7 避難勧告発令情報(様式)

3 避難の実施の方法(実施主体:市[総務課、福祉部、市民生活課、観光課])

市は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の優先順位

避難にあたっては、災害時要援護者(幼児、高齢者、障害者、病人、妊産婦及び外国人等)を優先させるものとする。

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行うものとする。

ア 避難に当たっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導に当たっては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。

(3) 災害時要援護者の避難誘導

在宅の災害時要援護者の避難は、宮古島市災害時要援護者避難支援計画に基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員・児童委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、市は可能な限り支援を行う。

(4) 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難もれ又は要救出者の有無を確かめるものとする。

4 避難所の開設及び収容保護(実施主体:市[総務課、福祉部]、県)

(1) 避難所の設置

市は、あらかじめ定められた施設に避難所を開設する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置するものとする。

(2) 福祉避難所の指定

市は、相談等を含む必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難ができる体制を整備した福祉施設等を福祉避難所として指定する。また、要援護者の近隣住宅等を指定することもできる。

近隣住宅等の利用にあたっては、建物及び器物等の使用謝礼として支給することができる。

また、福祉避難所が不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

参考資料 2-1 避難所・避難場所・福祉避難所一覧

(3) 広域避難

市は、被害が甚大なため市内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して他市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

(4) 設置及び収容状況報告

市長は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

参考資料 7-8 避難者カード・避難者名簿（様式）

5 避難者の移送（実施主体：市〔総務課〕、県）

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、「第13節 交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

6 避難所の運営管理（実施主体：市〔総務課〕、県）

市は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。

(1) 避難所の運営

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

市は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所への情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て実施することとする。

(2) 避難者に係る情報の把握

市は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

(3) 避難所の環境

市は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

イ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

エ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

7 避難長期化への対応（実施主体：市〔総務課〕、県）

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

8 県有施設の利用（実施主体：市〔総務課〕、県）

市は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、市から県有施設の一時使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

9 船舶の利用（実施主体：市〔総務課〕、県、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署）

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

市から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

10 被災者の生活環境の整備（実施主体：市[建設部]）

市は、災害が発生したときは、遅滞なく、避難所を供与するとともに、避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

また、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、その生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

第2款 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

津波から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款の「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難勧告・指示等の発令（実施主体：市[総務課]）

避難勧告・指示等の運用については、第1款の「2 避難勧告等の運用」のとおりとする。

市は、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難勧告・指示等の発令にあたる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、市防災情報システム等で住民等へ伝達を図る。
- (2) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難勧告・指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

避難勧告等の判断の目安

〈避難準備（要援護者避難）情報提供基準〉

災害の種類	基	準
津 波	警戒体制に入り、周囲の状況から判断して危険が予想される場合	

〈避難勧告基準〉

災害の種類	基	準
津 波	津波警報を覚知、若しくは強い地震（震度4以上）または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めたとき	

〈避難指示・警戒区域設定基準〉

災害の種類	基	準
津 波	津波警報を覚知し、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき、または津波特別警報（大津波警報）を覚知したとき	

- (3) 津波警報・避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、市防災情報システム、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

3 避難場所（実施主体：市[総務課]、県）

避難先は、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビル等とする。

※避難所一覧は、以下の参考資料のとおり。

参考資料 2-1 避難所・避難場所・福祉避難所一覧

4 避難誘導（実施主体：市[総務課]、県）

(1) 住民等の避難誘導

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障害者・高齢者・居住外国人等の災害時要援護者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

5 船舶等の避難（実施主体：第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署）

第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署等は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

6 避難所の開設・収容保護（実施主体：市[総務課]）

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款 避難の原則」のとおりとする。

第3款 風水害避難計画

大雨等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款の「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難勧告・指示等の発令（実施主体：市[総務課]）

避難勧告・指示等の運用については、第1款の「2 避難勧告等の運用」のとおりとする。

市は、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害危険箇所等の住民及び災害時要援護者関連施設の管理者等に対し、避難勧告・指示等の発令にあたる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により伝達を受けた大雨警報、土砂災害警戒情報等を市防災情報システム等により住民等への伝達を図る。
- (2) 避難勧告等の判断は、地域の雨量、潮位、気象台や砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。

避難勧告等の意味合いと判断の目安

	発令時の状況	住民に求める行動
避難指示	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難準備情報	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始

〈避難準備（要援護者避難）情報提供基準〉

災害の種類	基 準
暴 風	① 最大風速 20m/s 程度が観測され、今後更に強まる、危険な状態が見込まれる場合 ② 暴風警報が発表され、最大風速が 25m/s 以上予想された場合
浸 水	① 避難すべき区域で床下浸水や道路冠水が発生している ② 大雨警報（浸水対象）が発表され、避難すべき区域で浸水害が発生するおそれがある場合
土砂災害	① 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合 ② 大雨警報（土砂災害対象）が発表され、避難すべき区域で土砂災害が発生するおそれがある場合
高 潮	6 時間後に平良港の潮位が危険潮位（標高 2. 0m）に到達すると予想され、避難すべき区域で高潮による浸水のおそれがある場合 ＊ただし、台風の接近にともない風雨が強まり、避難が困難になることが多いことから、暴風となる前に発令を検討する
その他	警戒体制に入り、周囲の状況から判断して危険が予想される場合

〈避難勧告基準〉

災害の種類	基 準
暴 風	① 引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命及び身体 の危険が差し迫ってきた場合 ② 暴風警報が発表され、最大風速 35m/s 以上が予想された場合 *避難地区の事前調査が必要である
浸 水	① 避難すべき区域で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大し ている場合 ② 大雨警報（浸水対象）が発表され、激しい雨が観測されるなど、 避難すべき区域で浸水害が拡大するおそれがある場合
土砂災害	① 土砂災害の前兆現象（斜面のはらみ、擁壁、道路等にクラック 発生）が発見された場合 ② 土砂災害警戒情報が発表され、避難すべき区域で土砂災害の危 険が高まった場合
高 潮	3 時間後に平良港の潮位が危険潮位（標高 2. 0m）に到達すると 予想され、避難すべき区域で高潮による浸水のおそれがある場合 *ただし、台風の接近にともない風雨が強まり、避難が困難になることが多 いことから、避難準備情報の発令基準を満たした時点で避難勧告を検討する
その他	警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、危険 が差し迫ってきた場合

〈避難指示・警戒区域設定基準〉

災害の種類	基 準
暴 風	① 引き続き風速が強まり、災害の発生が予想又は災害が発生し、 生命及び身体危険が差し迫ってきた場合 ② 暴風警報が発表され、最大風速が 40m/s 以上予想された場合 *台風位置の中心が真上を通過する場合
浸 水	床上浸水が発生し、生命及び身体危険が相当差し迫っている場 合
土砂災害	① 土砂災害発生 ② 土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂） が発見された場合 ③ 土砂災害の目安となる線（CL）に到達し、引き続き降雨が見込ま れる場合
高 潮	① 平良港の潮位が危険潮位（標高 2. 0m）に到達した場合 ② 高潮防災施設からの越波・越流が発生した場合 ③ 高潮により高潮防災施設の損壊が発生した場合
その他	警戒体制が続き、周囲の状況が避難勧告の段階より悪化し、相当 危険が差し迫ってきた場合

- (3) 警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、市防災情報システム、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民等の積極的な避難を喚起するように努める。
- (5) 災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危険区域近傍の支所長等が勧告等を行えるように権限を委譲しておく。

2 避難場所（実施主体：市[総務課]

避難先は、浸水想定区域や土砂災害危険箇所以外の安全な場所とする。

参考資料 2-1 避難所・避難場所・福祉避難所一覧

3 避難誘導（実施主体：市[総務課]

(1) 住民等の避難誘導

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、災害時要援護者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想される交通規制等を考慮するものとする。

4 船舶等の避難（実施主体：第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署）

第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署等は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

5 避難所の開設・収容保護（実施主体：市[総務課]

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款 避難の原則」のとおりとする。

第4款 広域一時滞在

1 広域一時滞在の協議等（実施主体：市[総務課]、県）

(1) 被災市町村の協議

被災した地域の市町村長（協議元市町村長）は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受け入れについて、他市町村長に協議する。

(2) 県知事への報告

協議元市町村長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

(3) 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受け入れ

協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受け入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

(4) 公示及び報告

協議元市町村長は、受け入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(5) 広域一時滞在中の終了

協議元市町村長は、広域一時滞在中の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

2 県外広域一時滞在中の協議等（実施主体：県）

(1) 被災市町村の協議の要求

被災した地域の市町村長（協議元市町村）は、被災住民について他の都道府県で一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受け入れについて協議することを求める。

(2) 県知事の協議

県知事は、協議元市町村から要求があったときは、被災住民の受け入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。

(3) 内閣総理大臣への報告

知事は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

(4) 公示、報告

知事は、受け入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を協議元市町村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

また、協議元市町村長は、通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。

(5) 広域一時滞在の終了

協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

知事は、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

3 県外広域一時滞在の受け入れ（実施主体：県）

知事は、他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、関係市町村と協議する。

協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。

知事は、その内容を協議元都道府県知事に通知する。

4 知事による代行及び特例（実施主体：県）

知事は、災害の発生により市町村が事務を行うことができなくなった場合で、広域一時滞在の必要があると認めた場合は、被災市町村の実施する措置を代わって実施する。

また、同様に県内広域一時避難の必要がある場合、被災市町村から要求がない場合においても、他の都道府県知事との協議を実施する。

5 知事等の助言（実施主体：県）

知事は、被災市町村長（協議元市町村）から求められたときは、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言する。

また、知事は、内閣総理大臣に助言を求めることができる。

第7節 観光客等対策計画

1 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び市とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第6節 避難計画」のとおりである。

2 避難情報の伝達及び避難誘導（実施主体：市[総務課、観光課]）、観光施設の管理者、交通機関）

(1) 市の役割

市は、津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、市職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や市の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声

器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

津波情報や市の避難情報を把握した交通施設の管理者は、バスターミナル、空港施設及びフェリーターミナル等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3 避難収容（実施主体：市[総務課、観光課]、県、観光施設の管理者）

(1) 収容場所の確保

市は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

県は、市から県有施設の一時使用の要請があった場合、支障のない範囲において提供する。

また、国、関係団体等に施設の利用を要請する。

(2) 安否確認

市は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

県は、市からの報告のほか、観光関係団体、交通機関及び警察等から安否情報を収集し、把握する。

(3) 飲料水・食料等の供給

市及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4 帰宅支援（実施主体：市[総務課、観光課]、県）

(1) 情報の提供

市及び県は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅支援

県は、交通機関の運行が長期にわたる場合は、観光客等の帰宅のために、航空機及び船舶での輸送について、国、沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅支援対策を計画する。

第8節 災害時要援護者対策計画

1 実施責任者

災害時要援護者対策の実施は、災害時要援護者等の管理者及び市とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、「第6節 避難計画」のとおりである。

2 災害時要援護者の避難支援（実施主体：市[福祉部]）

市は、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき作成した宮古島市災害時要援護者支援計画等に基づいて、災害時要援護者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織、女性防火クラブ及び民生委員・児

童委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

3 避難生活への支援（実施主体：市[福祉部、建築課]、県）

(1) 避難時の支援

市は、災害時要援護者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、市は状況に応じて県に対し専門的人材の派遣等の要請を行う。

(2) 応急仮設住宅への入居

市及び県は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、災害時要援護者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り災害時要援護者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援

市は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、市の要請に基づき必要な体制を支援する。

4 外国人への支援（実施主体：市[市民生活課、観光課]、県）

市及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第9節 水防計画（実施主体：市[道路建設課]、県）

水防計画については、水防法及び災害対策基本法の主旨に基づき、宮古島市内における道路等の冠水、浸水被害又は高潮等の水害から市民の生命、身体及び財産の保護を図るものとする。

1 市の水防組織

(1) 水防従事の責任

本市の海岸等で水防が必要とするところ警戒、防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防署・消防団と連携し、水防団やその他必要な機関を組織しておく。

(2) 水防本部（宮古島市災害対策本部）の設置

宮古島地方気象台より水防に関係のある気象警報等を受けたとき、又は市長が必要と認めたときからその危険が解消するまでは、災害警戒本部及び災害対策本部の必要要員を水防本部として設置するものとする。したがって、宮古島市災害対策本部が設置された場合、水防本部は同時に災害対策本部組織に統合されるものとする。

(3) 水防本部連絡会議

水防本部に連絡会議をおき、本部長、副本部長、本部員、その他本部長が必要と認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。

水防本部連絡会議においての協議は、水害対策の全般に関する事項とする。

(4) 水防本部の組織編成

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	市災害対策本部の配備に準ずる

2 水防本部の事務分掌

水防本部の事務分掌は、宮古島市災害対策本部の所掌事務に準ずるものとする。ただし、水防担当班において次の事務所掌を行う。

- ・水防連絡会議に関すること
- ・水害に関する気象警報等の受理、伝達に関すること
- ・災害情報の受理、伝達に関すること
- ・河川、土木等に関する水害調査及び総務課長への報告に関すること
- ・水防に関する応急対策に関すること
- ・その他、関係機関との連絡調整に関すること

3 水防非常配備と出動

通常勤務から水防非常配備体制への切替を確実にを行うため、本部長は災害対策準備体制から災害警戒本部における第1から第2配備を用いて、次の要領により配備を指示するものとする。

(1) 水防非常配備体制の種類

- ・第1配備体制
気象情報により警戒を必要とする場合、情報連絡に必要な人員を配置する。
- ・第2配備体制
水防対策を必要とする事態の発生が予想されに至った場合、又は情報を総合して事態が切迫した状態が認められたとき、完全水防体制のため所属人員全員を配備する。

(2) 非常登庁

水防本部員は、常に気象の変化に注意し、非常配備体制の発令が予想されるときは、進んで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁する。

4 水防対策巡視

水防本部所管の各班及び消防対策部は、県からの通報又はその他の方法により気象警報等を知ったときは、危険が解消するまで絶えず海岸堤防等を巡視しなければならない。

- ・水位の通報
ため池等の水位を逐次道路建設班、災害対策本部に報告し、それぞれの管理者との情報交換に努める
- ・潮位の通報
海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（平均潮位より2m以上）に達したときは、直ちに関係対策班、関係機関及び団体等に通報する。

5 避難のための立ち退き

高潮等により著しい危険があると認めるときは、水防本部は水防法第22条に基づき、本章における「第3節 災害広報計画」及び「第6節 避難計画」に基づき実施する。

第10節 消防計画

1 実施責任者

市は、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防を実施する。

2 相互応援計画（実施主体：市[消防本部]）

(1) 県内市町村間の相互応援

各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第39条の規定に基づき、市はいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施について万全を期するものとする。

(2) 他市町村による応援

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

3 消防の応援要請（実施主体：市[消防本部]）

ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、沖縄県広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

第11節 救出計画

1 実施責任者

市をはじめとした救助機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

2 救出の方法（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署）

被災者の救出は、市においては消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施するものとする。

(1) 市の役割

ア 市は、救助機関として救出活動を実施するものとする。

イ 市は、市のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察及び自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 宮古島警察署の役割

宮古島警察署は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施する。

(3) 県の役割

県は、市への応援を必要と認めた場合、又は、市から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊及び他の都道府県等に対し応援を要請する。

また、海域での捜索を、第十一管区海上保安本部、自衛隊等に要請する。

(4) 住民

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

3 救出用資機材の調達（実施主体：市[消防本部]）

救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

4 惨事ストレス対策（実施主体：市[消防本部]、県）

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第12節 医療救護計画

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合の医療救護は次のとおりである。

1 実施責任者

市は、医療救護を行う。

また、災害救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、市長はこれを補助するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、市長が実施する。

2 応急医療の方法（実施主体：市[消防本部、健康増進課]、県）

(1) 情報の収集

市は、県及び医療機関と連携して、広域災害・救急医療情報システム等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

(2) 医療班等の出動要請

ア 市は、宮古地区医師会、地区薬剤師会及び市内医療機関等に医療班の派遣を要請する。

また、県や他の市町村に応援を要請する。

イ 医療班の構成は、医師1人、看護師（准看護師を含む）3人、事務担当者1人及び運転手1人計6人を基準とする。

(3) 応急救護所の設置

市は、医療班と連携して、応急救護所を設置し、トリアージ及び応急手当を行う。

(4) 委託医療機関等による医療

医療班による救護ができない者又は医療班による救護の実施が適当でないと判断される者については、以下に掲げる委託医療機関において救護を行うものとする。

ア 救助法適用市町村の区域内の病院又は診療所における入院治療施設

参考資料 2-2 市内医療機関一覧

参考資料 3-23 救急医療における災害発生の連絡系統図

3 後方医療施設への搬送（実施主体：市[消防本部]）

市は、医療班による応急手当の後、後方医療機関への収容が必要とされた重傷者については、搬送先を考慮して、ヘリコプター等適切な搬送手段による搬送する。

〔応急医療のながれ〕

災害現場 →^{（負傷者）} 救護所 →^{（重症者）} 後方医療施設（病院等）

応急措置
トリアージ（重傷者と軽症者の選別）

収容医療

4 救急搬送（実施主体：市[消防本部]）

傷病者の搬送は、原則として市及び消防署の救急車両等により行う。

市は、道路の不通等でヘリコプターでの搬送が必要な場合において、県を通じて、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

参考資料 3-21 ヘリポートの準備要領

5 助産体制（実施主体：市[健康増進課]、県）

(1) 実施責任者

市は、助産を行う。

また、災害救助法が適用された場合の助産は県が行い、市長はこれを補助するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、市長が実施する。

(2) 助産の方法

ア 医療班等による助産

(ア) 助産は原則として産科医を構成員とする医療班が当たるものとする。

ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄の対応可能な助産師によって行うこともさしつかえないものとする。

(イ) 医療班の派遣に係る編成、構成及び救護所の設置については、上記2における応急医療の方法の場合と同様とする。

イ 委託助産機関による助産

医療班等による救護ができない者又は医療班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、以下に掲げる委託助産機関において救護を行うものとする。

(ア) 救助法適用市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

6 医薬品、衛生材料の確保（実施主体：市[健康増進課]、県）

医療及び助産実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該医療班の手持品を使用するものとする。

ただし、手持品がない、又は手持品が不足したときは、県において確保の上、輸送するものとする。

7 血液製剤の確保（実施主体：市[健康増進課]、県）

市は、県及び沖縄県赤十字血液センターと連携して血液製剤の確保を図り、医療班等の要請に基づき供給するよう県に要請する。

8 船舶の利用（実施主体：市[総務課]、県、第十一管区海上保安本部宮古島保安署、自衛隊）

市は、大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合、県を通じて、第十一管区海上保安本部及び海上自衛隊等に対し所有船舶の供用を要請するものとする。

9 被災者の健康管理とこころのケア（実施主体：市[健康増進課、障がい福祉課、介護長寿課]、県）

(1) 被災者の健康状態の把握

市は、被災者の避難生活が長期にわたる場合は、県との連携のもとに避難所内に救護所を設置し、医療班による医療救護活動を行う。

医療班は、避難所・仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、住民の健康状態の把握と対応を決定する。

(2) こころのケア

市は、速やかに相談窓口を設置し、避難生活によるストレス、PTSD、うつ病、アルコール依存症、統合失調症等の被災者に対し、“こころのケア”を行う。また、長期に渡る事が予想される場合は、県に対し相談窓口を設ける等の支援策を要請する。

また、子供への健康支援としては、学校における健康診断やカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う体制を構築するとともに、市は、県との連携によりこころのケア対策を実施する。

災害発生後の各段階におけるこころのケア活動の概要

段階区分	こころのケア活動の概要
フェーズ0 発生直後、概ね 24 時間	①安全確保・正確な情報収集と情報提供 ②安心感の提供（社会的支え） ③こころのケア体制の検討 等
フェーズ1 発生後～数日間	①主に避難所でのこころの相談・医療の提供 ②精神障がい者の把握 ③遺族へのケア 等
フェーズ2 発生数日後から数週間	①要支援者の把握 ②こころのケア（新たに発生するこころの問題） ③支援者への技術支援・勤務体制への助言（過労防止） 等
フェーズ3 発生数週間～	①こころのケア（長期的なこころのケア） ②要支援者への継続支援 ③交流の場の提供 等
フェーズ4 発生数ヶ月後～終結	①要支援者への継続支援 ②健康相談（巡回型・固定型） ③地域づくり

（出典：福島県 心のケアマニュアル）

(3) 継続的治療への対応

市は、人工透析等、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県宮古保健所に対応を要請する。

第 13 節 交通輸送計画

1 実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、以下の者が行うものとするとともに、緊急輸送道路及び緊急輸送港湾は以下とする。

なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、以下のとおりである。

- ア 道路法に基づく規制 道路の管理者
- イ 道路交通法に基づく規制 県公安委員会
- ウ 災害対策基本法に基づく規制 県公安委員会

(2) 台風・大雨時の応急対策

台風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

ア 各道路管理者及び宮古島警察署は、災害警戒段階から緊密に連携し、道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難勧告等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市に伝達する。

イ 宮古島警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(3) 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は、「第 31 節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところによる。

(4) 緊急輸送

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うものとする。

ただし、次の場合、県は緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

- ア 災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合

第3部 災害応急対策計画 第3章 災害応急対策計画(共通編)

- イ 輸送の実施機関において輸送することが不可能と認められる場合
- ウ 港湾施設、空港施設の被災により機能を失い、県内又は本土との輸送が困難な場合
- エ 公共交通機関が長期にわたり運行停止となる場合

(5) 緊急輸送道路

緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 23 年 3 月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）における重要道路（第 1 次緊急輸送道路）は、以下のとおりである。

道路種別	路線名	区間
主要地方道	平良城辺線	袖山入口～郡農協前
一般県道	平良新里線	平良～袖山入口
一般県道	高野西里線	平良港～平良、郡農協前～空港

参考資料 3-24 緊急輸送道路一覧

(6) 緊急輸送港湾

県が定める緊急輸送上、重要な港湾（重要港湾、地方港湾）は、本市にはない。

(7) 緊急輸送漁港

県が定める緊急輸送上、重要な漁港は以下のとおりである。

漁港名	管理者	施設名	所在地
佐良浜漁港	沖縄県	-3.5m岸壁(2):1 バース	宮古島市

2 交通の規制（実施主体：市[道路建設課]、県、沖縄総合事務局、宮古島警察署）

(1) 規制の種別

災害地における交通規制の種別は、以下のとおりである。

ア 危険箇所における規制

(ア) 道路法に基づく規制（道路法第 46 条）

災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。

(イ) 道路交通法に基づく規制（道路交通法第 4 条）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 緊急輸送のための規制

(イ) 基本法に基づく規制（基本法第 76 条）

県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 危険箇所における規制

市、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明らかに記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(3) 緊急輸送のための規制

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するもの又は災害

対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、以下により適切な措置をとるものとする。

ア 緊急輸送機関の措置

被災地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

イ 県公安委員会の措置

県公安委員会は、アの連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めるときは、以下の措置をするものとする。

(ア) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置するものとする。

(イ) 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

(4) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出書を提出させ、これを審査の上、届出済証を交付する。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿に登載しておく。

(5) 緊急通行車両の標章及び証明書

県又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により標章及び証明書を交付し、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

ア 使用者の申出

緊急輸送に車両を使用しようとするものは、県又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出るものとする。

イ 証明書等の交付

県又は県公安委員会は、アの申し出による緊急車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するものとする。

また、届出済証の交付を受けている車両については、優先的に通行に係る確認を行うとともに、確認のための審査を省略する。

(6) 標章の掲示

(5)のイにより交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

(7) 警備業者による交通誘導等

被災者に対する救援救護等の活動が公的機関のみでは十分に実施することができない場合、「災害時における円滑な通行の確保等に関する協定」及び「同細目協定」に基づき、県は県警察を通じて社団法人沖縄県警備業協会に対し、災害時における円滑な通行等を確保するために出動要請を行うことができる。

当該出動要請に係る業務内容については、災害時における被災地の被害拡大防止、救護、救援活動のための交通誘導のほか、避難場所、救援物資の保管場所等における警戒、警備業務等とする。

(8) 通行禁止等の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等という。」）を行ったときは、基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させるものとする。

(9) 車両の運転者の責務

基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合

道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

イ 区域に係る通行禁止等が行われた場合

区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を道路外の場所に移動させる。

ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

ウ 警察官の指示を受けた場合

その他、警察官の指示を受けたときは、それに従う。

(10) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

ア 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

3 緊急輸送（実施主体：市[総務課]、県、沖縄総合事務局、第十一管区海上保安本部、自衛隊）

(1) 輸送対象

緊急輸送の輸送対象は以下の第1段階から第3段階とする。

ア 第1段階

- (ア) 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス及び水道施設の保安要員その他初動及び応急対策に必要な要員・物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料及び水等の生命維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

(2) 輸送の方法

ア 輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して次のうちの適当な方法によるものとする。

- (ア) 道路輸送
- (イ) 海上輸送
- (ウ) 空中輸送
- (エ) 人力による輸送

イ 輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずるものとする。

(3) 道路輸送

ア 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という）の確保は、おおむね以下の順位によるものとする。

- (ア) 応急対策を実施する機関に属する車両等
- (イ) 公共的団体に属する車両
- (ウ) 営業用の車両等
- (エ) 自家用の車両等

イ 民間車両による輸送

(ア) 市及び県における措置

市及び県において、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局・宮古運輸事務所にあつせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

(イ) 沖縄総合事務局運輸部における措置

- ① 災害が発生し、緊急に陸上輸送を実施する必要があると認めたときは、旅客車両又は貨物車両を使用することを考慮し、事態に応じて旅客運送業者又は貨物運送業者に対し、輸送区間、車両、又は運送すべき人、若しくは物を指定して輸送を要請する。
- ② 上記により旅客車両又は貨物車両により輸送を要請する場合の指定は、沖縄総合事務局運輸部長が行う。
- ③ 輸送の要請を受け、任務に従事した事業者は、その状況を任務終了後5日以内の期間をもって沖縄総合事務局運輸部へ報告するものとする。

ウ 燃料の確保

市又は県において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

(4) 海上輸送

ア 海上輸送の実施

災害の発生により陸上輸送が困難な場合、離島への物資等の輸送が必要な場合又は海上輸送がより効果的な場合は、輸送実施機関が船舶を借り上げ輸送を実施するものとする。特に緊急の場合又は災害救助のため、船舶による輸送が必要な場合は、県有船舶又は第十一管区海上保安本部所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努めるものとする。

イ 県有船舶による輸送

市は、県有船舶による輸送を必要とする場合、次の事項を明らかにした文書により、県に対して要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、すみやかに文書を提出するものとする。

- (ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする期間
- (ウ) 応援を必要とする船舶数
- (エ) 応急措置事項
- (オ) その他参考となるべき事項

ウ 第十一管区海上保安本部船艇による輸送

第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等については、以下のとおりとする。

- (ア) 市長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事に対し「第4節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて、要請を依頼するものとする。
- (イ) 知事は、(ア)の要請が適切であると認めるとき、又は自らその必要を認めたときは、第十一管区海上保安本部長に対し、「第4節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて船艇の派遣を要請するものとする。
- (ウ) 市及び県における要請後の措置等は、「第4節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて行うものとする。

エ 民間船舶による輸送

(ア) 市及び県における措置

市又は県において民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあつせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

(イ) 沖縄総合事務局運輸部における措置

- ① 災害が発生し、緊急に海上輸送を実施する必要があると認めたときは、内航船舶又は旅客船を使用することを考慮し、事態に応じて内航運送業者又は旅客定期事業者に対し航路、船舶、運送すべき人又は物を指定して航海を要請する。
- ② ①により、内航船舶又は旅客船による航海を要請する場合の指定は、沖縄総合事務局運輸部長が行う。
- ③ 航海の要請を受け任務に従事した事業者は、その状況を任務終了後5日以内の期間をもって沖縄総合事務局運輸部へ報告するものとする。

(5) 空中輸送

ア 空中輸送の実施

災害の発生による交通途絶等の理由により市内の離島等へ緊急に空中輸送の必要を生じた場合は、空中輸送の実施を行うものとする。

イ 空中輸送の要請等

空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、「第4節 自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによるものとする。

ウ ヘリポートの整備

市は、空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。

ヘリポートの設置基準については、「第4節 自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

参考資料 3-21 ヘリポートの準備要領

参考資料 7-9 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書（様式）

4 広域輸送拠点の確保（実施主体：市[総務課]、県）

県は、自ら確保した物資及び県内外からの救援物資を受け入れ、市に輸送するために、宮古空港・下地島空港や平良港等に近接する施設又は空地に広域輸送拠点を確保する。

市は、救援物資の受け入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

第14節 治安警備計画

1 災害地における警察の任務

宮古島警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地

における社会秩序の維持にあたるものとする。

2 災害時における警備体制（実施主体：宮古島警察署）

宮古島警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次により災害警備体制を確立するものとする。

(1) 警備体制の種別

警備体制は、以下のとおりとする。

ア 準備体制

台風が接近し、又は大雨、高潮、洪水等の警報・注意報等が発せられ、予想される災害の発生までに相当の時間的余裕がある場合は準備体制をとる。

イ 警戒体制

管内に暴風、大雨、高潮、津波、地震等の警報が発せられ災害（大規模災害を除く）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警戒体制をとる。

ウ 非常体制

大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、非常体制をとる。

(2) 警備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、県警本部及び宮古島警察署に災害警備本部を設置するものとする。災害警備本部の名称組織については、警察本部長が定めるものとする。

(3) 警備部隊の編成

警察本部長又は宮古島警察署長は、災害警備本部等を設置したときは、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、所要の警備部隊を編成するものとする。

(4) 警備部隊の運用

県警察は災害の種別、規模、態様に応じ、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、警備部隊の適正な運用を図るものとする。

3 災害警備措置要領

警備体制発令時における警備措置は以下のとおりとし、その実施運用は、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところによる。

(1) 準備体制段階

準備体制をとったときは、おおむね以下に掲げる活動を行うものとする。

- ア 災害警備連絡室（本部）の設置
- イ 気象、災害情報の収集及び伝達
- ウ 事前広報
- エ 関係機関との連絡
- オ 装備資器材の準備
- カ 通信の確保
- キ 警察施設の防護

(2) 警戒体制段階

警戒体制をとったときは、(1)に掲げる活動のほか、おおむね以下に掲げる活動を行う。

- ア 災害警備（準備）本部の強化
- イ 警備本部要員の招集
- ウ 警備部隊の編成及び事前配置
- エ 装備資器材の事前配備
- オ 広報体制の確立
- カ 警備部隊の応援要請

キ 補給

(3) 非常体制段階

非常体制をとったときは、(1)及び(2)に掲げる活動のほか、おおむね以下に掲げる活動を行う。

ア 避難誘導及び警戒措置

イ 被害調査

ウ 救出・救助活動

エ 行方不明者の捜索及び死体の見分

オ 犯罪の予防及び検挙

カ 応援部隊の派遣調整

キ 交通秩序の維持及び交通規制の実施

ク 広報活動

4 被災地の社会秩序の維持（実施主体：宮古島警察署、第十一管区海上保安本部）

(1) 被災地の安全確保

警察は、被災地及びその周辺の安全を確保するために警察が独自に又は自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

また、必要により避難所等に臨時派出所を設置して防犯活動を行う。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める。

(2) 海上の安全確保

第十一管区海上保安本部は、被災地付近の海上において巡視船艇を配備し、速やかな安全確保に努める。

第 15 節 災害救助法適用計画

1 実施責任者

救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、市長は、県が行う救助を補助するものとする。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

救助の種類は、以下のとおりである。

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与（実施主体：市[総務課、都市計画課、建築課]）

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給（実施主体：市[総務課、共同調理場、水道総務課]）

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与（実施主体：市[総務課、生活福祉課]）

(4) 医療及び助産（実施主体：市[健康増進課]）

(5) 被災者の救出（実施主体：市[消防本部]）

(6) 被災した住宅の応急修理（実施主体：市[都市計画課]）

(7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与（実施主体：市[生活福祉課]）

(8) 学用品の給与（実施主体：市[学校教育課]）

(9) 埋葬（実施主体：市[総務課]）

(10) 死体の捜索及び処理（実施主体：市[総務課]）

(11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（実施主体：市[道路建設課]）

なお、救助法の適用にいたらない災害についての被害者の救助は、市長が実施するもの

とする。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、市の被害が次のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに、市が行うものとする。

- (1) 市における住家の被害について、被害世帯数が 80 世帯に達したとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 1,500 世帯以上であって、市の被害世帯数が 40 世帯（(1)の被害世帯数の2分の1）に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上であって、市の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 市における被害がいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき。
 - イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき。

3 救助法の適用手続き（実施主体：市[総務課]、県）

(1) 市の役割

- ア 災害の発生に際し、市における被害が2の適用基準のいずれかに該当するときは、法に基づく災害報告要領により、市長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- イ 災害の事態が急進して、知事による救助法の実施を待つことができないときは、市長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(2) 県の役割

- ア 県は、市からの報告に基づき救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について当該市に通知するとともに、関係行政機関、内閣府に通知又は報告するものとする。
- イ 救助法を適用したときは、すみやかに公告するものとする。

4 救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 救助の程度、方法及び期間
災害救助法施行細則（昭和 47 年沖縄県規則 19 号）別表第 1
- (2) 実費弁償の方法及び程度
災害救助法施行細則（昭和 47 年沖縄県規則 19 号）別表第 2

参考資料 3-25 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

5 救助の組織

市本部が設置された場合における救助の組織は、「第 1 章及び第 2 章の第 1 節 組織計画」に定めるところによるものとする。なお、県本部を設置するにいたらない場合には、平常の組織をもって対処するものとする。

第 16 節 給水計画

1 実施責任者

災害のため、現に飲料水を得ることのできない者への給水は、災害救助法が適用された場合、県が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市が行うこととする

ことができる。

また、災害救助法が適用されない場合で、市が必要と認めたときは、市が実施する。

2 断水地域等への給水の方法（実施主体：市[水道総務課・工務課、消防本部]、県）

- (1) 給水は、必要最低限の生活が維持できる生活用水の供給に限る。
- (2) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのちに使用するものとし、飲料水は給水時に水道水質基準に適合する残留塩素があることを適宜確認するものとする。
- (3) 供給の方法は、応急用水として消火栓、または配水池等から、市所有車両等及び容器により、被害実情に応じて設置する給水ポイントに搬送、給水する。
- (4) 給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

参考資料 2-3 応急給水用車両・資機材の種別及びタンク容量等

3 医療施設等への優先的給水（実施主体：市[水道総務課、消防本部]

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

第 17 節 食料供給計画

1 実施責任者

災害時における食料の供給は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うことができる。

また、救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めたときは、市長が実施する。

2 食料の調達（実施主体：市[総務課]、県）

(1) 市

あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他市町村に対し応援を要請する。

(2) 県

ア 市から食料供給の要請があったときは、県の備蓄食料、協定締結機関（九州・山口 9 県災害時相互応援協定含む）又は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく農林水産省生産局への要請等により必要な食料を確保して、当該市に供給する。

イ 食料の輸送は調達先に依頼するが、当該調達先が輸送できないときは、第 14 節の「3 緊急輸送」に基づいて実施する。

3 炊出等の食品の給与（実施主体：市[総務課]

被害者に対する応急炊き出し及び食料品の給与は、次によるものとする。

(1) 給与の方法

ア 炊き出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。

イ 救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。

ウ 炊き出しは各支所市民生活班、教育対策部学校給食調理場班が中心となり、自治会、女性団体等のボランティアに協力要請して行うものとする。

エ 炊き出し及び食料品の給与のために必要な原材料及び燃料等の確保は、企画政策対策部、総務対策部が行うものとする。

オ 炊き出しは、各避難所等（補助施設としての給食センター：学校給食優先）を利用する。できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設けるものとする。

カ 炊き出し施設の選定にあつては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておくものとする。

キ 炊き出しに当たっては、常に食料品の衛生に留意するものとする。

(2) 給与の種別、品目及び数量

ア 種別

(ア) 炊き出し（乳幼児のミルクを含む）

(イ) 炊き出し給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食料品を支給する）

イ 給与品目及び数量

(ア) 給与品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。

(イ) 給与数量は、1人1日精米換算300g以内とする。乾パン、麦製品（乾うどん等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

参考資料 7-10 食糧品等受払簿（様式）

4 災害時要援護者等に配慮した食料の給与

（実施主体：市〔福祉部、総務課、市民生活課、観光課〕）

市は、災害時要援護者や食物アレルギー等に配慮した食料の給与に努めるものとする。

第18節 生活必需品供給計画

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、市が必要と認めるときは、市長が実施する。

2 給与又は貸与の方法

衣料、生活必需品その他物資の給与又は貸与は、救助物資配分計画表により、被害別及び世帯の構成員数に応じて行うものとする。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、災害時要援護者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

3 給与又は貸与の品目

原則として被服、寝具その他生活必需品として認められる以下の品目とする。

（品目例）

寝具、外衣、肌着、身廻品、炊事道具、食器、日用品及び光熱材料

参考資料 7-11 生活必需品等の供給状況（様式）

4 物資の調達（実施主体：市〔総務課、企画調整課〕）

(1) 市の役割

あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

(2) 県の役割

- ア 市から調達の要請があったときは、県の備蓄物資、卸売業者又は大規模な小売店等から購入した生活必需品等を当該市町村に緊急輸送する。
- イ 備蓄物資又県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、他県、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等へ必要な物資又は資材の供給を要請する。
- ウ 市が災害応急対策を的確に行うことが困難であり、緊急を要すると認められる場合は、市からの要求を待たないで物資を確保し輸送する。
- エ 災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。
- オ 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うことを指示する。

5 救援物資の受け入れ（実施主体：市[企画調整課]）

(1) 救援物資の受け入れ

市は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。

市で救援物資の受け入れができない場合は、県が市のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

(2) 受け入れルールの作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

(3) 救援物資の受け入れ方法

県が救援物資を行う場合は、以下のとおりとする。

ア 市のニーズを明確にし、必要な時期に必要な物資を提供されるよう要請する。

イ 広域輸送拠点までの輸送は、提供先に要請する。

ウ 広域輸送拠点での受け入れ及び整理は、可能な限り民間物流業者等の供給システムを活用できるように要請する。

エ 市は、空港、港湾等の被害状況を踏まえて、ヘリコプター、又は船舶等の適切な手段での輸送を県に要請し、迅速に輸送する。

第 19 節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

1 感染症対策（実施主体：市[健康増進課、環境衛生課]、県）

(1) 実施責任者

市は、県（宮古保健所）の指示に従って感染症対策上必要な措置を行うものとする。

(2) 感染症対策実施の組織

市は、災害発生時の感染症対策実施のため感染症対策班を編成するものとする。

(3) 感染症対策の実施

ア 清潔方法

市は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がない場合は管理者）に対し清潔を保つよう指導するものとする。

また、市は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃

棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

イ 消毒方法

消毒の方法は、同法施行規則第14条によるものとする。

ウ ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第15条によるものとする。

エ 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、市は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。

オ 臨時予防接種

予防接種法第6条第1項の規定に基づく県の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施に当たっては、特別の事情のない限り、通常災害のおちついた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。

ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。

カ 避難所の感染症対策措置

避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。

なお、感染症対策指導の重点事項はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 疫学調査
- (イ) 清潔の保持及び消毒の実施
- (ウ) 集団給食
- (エ) 飲料水の管理
- (オ) 健康診断

2 保健衛生（実施主体：市[健康増進課、福祉部]、県）

(1) 被災者の健康管理

市及び宮古保健所は、以下により被災者の健康管理を行う。

ア 良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

イ 災害時要援護者への配慮

高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

ウ 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

3 し尿の処理（実施主体：市[環境衛生課]、県）

(1) 実施責任者

市は、被災地域におけるし尿の収集・処理の計画及び実施について、清掃班を組織し、対応するものとする。

ただし、被害が甚大なため本市において実施できない有害化学物質等が漏出した場合等は、他市町村又は県の応援を求めて実施するものとする。

(2) し尿の収集

市は、所要の計画に基づいて清掃班によりし尿の収集を実施し、し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。

なお、収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し処理するものとする。

(3) 仮設便所等のし尿処理

市は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

(5) 清掃用薬剤の調達

市は、清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施するものとする。

4 食品衛生監視（実施主体：市[健康増進課]、県）

(1) 実施責任者

宮古保健所は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは食品衛生監視班を編成し、被災地における食品衛生監視活動を実施するものとする。

(2) 活動内容

食品衛生監視班は、以下の活動を行う。

ア 救護食品の監視指導及び試験検査

イ 飲料水の簡易検査

ウ その他食品に起因する危害発生の防止

5 犬等及び危険動物の保護・収容計画（実施主体：市[環境衛生課]、県）

(1) 実施責任者

ア 犬及び負傷動物対策

市及び県（宮古保健所）は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市飼犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。

イ 危険動物対策

県は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。

(2) 収容及び管理

ア 犬及び負傷動物対策

県は、市及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。

イ 危険動物対策

県は、危険動物が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。所有者不明の場合には、市、警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。

(3) 保護・収容動物の公示

県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。

(4) 動物の処分

ア 県は、所有者不明犬等について、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。

イ 県は、危険な動物から人の生命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。その実施については、宮古島警察署、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。

6 ペットへの対応（実施主体：市〔環境衛生課〕、県）

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市及び県（宮古保健所）は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

(1) 動物救済本部の設置

ア 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。

イ 県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。

(2) 避難所での取扱い

市は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第20節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

1 実施責任者

遺体の搜索、処理及び埋葬は、救助法が適用された場合は、県が実施する。

ただし、県が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、市が必要と認めたときは、市が実施する。

2 行方不明者の搜索

（実施主体：市〔消防本部〕、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部、自衛隊）

市等は、関係機関の協力により搜索班を編成し、警察、自衛隊及び第十一管区海上保安本部の協力得て、遺体の搜索を実施するものとする。

参考資料 7-12 行方不明者届出票、搜索者名簿（様式）

3 遺体の処理（実施主体：市〔総務課〕、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部、自衛隊）

(1) 遺体の取扱

発見された遺体については、海上保安庁死体取扱規則（昭和45年）、死体取扱規則（昭和33年）国家公安委員会規則）の規定により、海上保安官及び警察官は所要の本籍等不明死体調査書を作成ののち、遺族又は市長に引き渡すものとし、市はその後において必要に応じて遺体の処理を行うものとする。

宮古島警察署は、必要に応じ警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、効果的な身元確認のために、必要な資料の提供について市等と連携を図る。

(2) 遺体の処理

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のため処置として行うものとする。

イ 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の施設に仮設）に集めて、埋葬の処理をとるまで保存する。

ウ 検案

遺体について死因、その他について医学的検査をする。

エ 遺体の処理は埋葬の実施と一致することを原則とする。

参考資料 2-4 遺体の収容所及び一時安置所一覧表
参考資料 7-13 遺体調書等(様式)

4 遺体の埋葬(実施主体:市[総務課]、県)

埋葬又は火葬は市長が実施する。納骨は遺族が行うが遺族のない者については、市が実施する。

5 広域火葬(実施主体:市[総務課]、県)

市で火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。県は、火葬が可能な施設を把握し、火葬の受け入れ、火葬場までの遺体の搬送を調整する。

第21節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

1 実施責任者

災害時における障害物の除去は、救助法が適用された場合は県が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めたときは、市長が実施する。

2 障害物の除去(実施主体:市[道路建設課、都市計画課]、県、沖縄総合事務局)

(1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物

市は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、救助法に基づき実施する。

ア 対象者

(ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること

(イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること

(ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

イ 除去の方法

市は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

(2) 倒壊住宅

市は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

(3) 道路関係障害物

道路管理者は、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

(4) 河川・港湾・漁港関係障害物

河川管理者及び港湾・漁港管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。

第十一管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

3 災害廃棄物の処理(実施主体:市[環境衛生課]、県)

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害発生時に排出する多量の一般廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、国が策定した「震災廃棄物対策指針暫定版(平成24年度)」又は「水害廃棄物対策指針(平成17年7月)」に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する。

県は、廃棄物処理が市のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、国、市及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

市内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、環境省と連携して市を支援する。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

(4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省その他関係機関と連携して行う。

第 22 節 住宅応急対策計画

1 実施責任者

市及び県は、応急仮設住宅の設置や被害住宅の応急修理の実施及び既存公営住宅の活用によって、被災住民の住居の確保を図るものとする。

2 応急仮設住宅の設置等（実施主体：市[都市計画課、建築課]、県）

(1) 実施者

応急仮設住宅の設置は、救助法が適用された場合は、県が実施する。

また、救助法が適用されない場合で、市が必要と認めるときは、市が実施する。

(2) 対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

(3) 設置の方法

応急仮設住宅の建設は県が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行なうものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

(4) 災害時要援護者に配慮した仮設住宅

県及び市は、高齢者等災害時要援護者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

(5) 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、高齢者、障害者等の災害時要援護者の入居を優先するものとする。

(6) 賃貸住宅借り上げによる収容

県及び市は、応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

(7) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じた適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始

めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮する。

3 住宅の応急修理（実施主体：市[都市計画課、建築課]、県）

(1) 実施者

被災した住宅の応急修理は、救助法が適用された場合は、県（権限を委任した場合は市）が実施する。

救助法が適用されない場合で、市が修理の必要を認めるときは、市が実施する。

(2) 対象者

住宅の応急修理の対象者は、災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者とする。

(3) 修理の方法

ア 住宅の応急修理は県（権限を委任した場合は市）が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

イ 応急修理は居室、炊事場及び便所等のような、生活上欠くことのできない最少限度必要な部分を対象とする。

4 市営住宅の活用（実施主体：市[建築課]）

市は、指定管理者と連携を図り、市営住宅の空家状況の把握に努める。

また、市営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

5 県営住宅の活用（実施主体：市[建築課]、県）

県は、指定管理者と連携を図り、県営住宅の空家状況の把握に努め、市に配分する。

また、県営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

6 住家の被災調査（実施主体：市[建築課]、県）

市は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

県は、市の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置するなどの調整を行う。

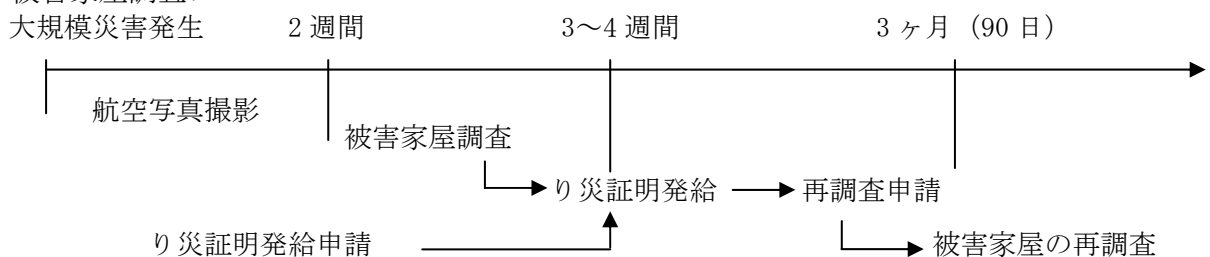
(1) 事前準備

ア 航空写真の撮影

イ 調査員の確保（各部各班からの応援、ボランティア建築士、関係機関からの応援職員等）

ウ 調査備品等の準備（調査票、被害状況判定基準書、住宅地図、調査員運搬車両等）

(2) 被害家屋調査フロー



(3) 被害家屋再調査の方法

この調査は、先に行った被害家屋調査の判定結果に不服のあった家屋及び物理的に調査ができなかった家屋について、申し出により行うものである。

ア 調査実施体制

再調査については、より専門的な知識等が求められることから、班員のみ又は市職員のみで対応が可能かどうかを判断し、専門職（建築士等）を必要とする場合は、応援要請を行うものとする。その際、被害調査は、総務班に連絡し、関係機関等へ応援を要請する。

イ 調査方法

被害家屋再調査の判定にあたっては、先に行った調査基準「災害の被害認定基準の統一について（昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長通知 平成13年6月28日改正）」、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月、内閣府）等に基づくが、家屋内部への立ち入り調査から家屋被害再調査表により行うものとする。

第23節 二次災害の防止計画

1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、市が実施する。県は、市に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

2 被災建築物の応急危険度判定（実施主体：市[建築課、都市計画課]、県）

市は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

市は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

3 被災宅地の危険度判定（実施主体：市[建築課、都市計画課]、県）

市は、地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

市は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難勧告・指示等の必要な措置をとる。

4 降雨等による水害・土砂災害の防止（実施主体：市[道路建設課]、県）

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

市は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

5 高潮、波浪等の対策（実施主体：市[港湾課、水産課]、県）

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び市と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

市は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第24節 教育対策計画

1 実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施者は、以下のとおりとする。

(1) 市の役割

ア 市立小中学校その他の文教施設の災害復旧は市が行う。

イ 市立小中学校児童生徒に対する応急教育は市教育委員会が行う。

なお、救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、県又は県教育委員会は、関係機関の協力を求め適切な措置を実施するものとする。

ウ 救助法による教科書、教材及び学用品支給については、県の補助機関として市長が行う。

(2) 県の役割

ア 県立学校その他の文教施設の災害応急復旧は、県教育委員会が行うものとする。

イ 県立学校の児童生徒に対する応急教育は、県教育委員会が行うものとする。

(3) 私立学校

私立学校等の文教施設の災害応急復旧及び児童生徒の応急教育は、学校設置者が行うものとする。

2 応急教育対策（実施主体：市[教育総務課、総務課]、県）

災害時における応急教育はおおむね以下の要領によるものとする。

(1) 小中学校

ア 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、以下の施設を利用するものとする。

(ア) 校舎の一部が使用できない場合は特別教室、屋内体育施設等を利用する。不足するときは、二部授業等の方法により実施する。

(イ) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用し、又は、隣接学校の校舎等を利用する。

(ウ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用する。

なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎の建設をする。

(エ) 市教育委員会は、応急教育に当って市内に適当な施設がない場合は、県教育事務所を通じて県教育委員会に対して施設の提供につき要請を行うものとする。

県教育委員会は上記の要請があった場合は、適切な措置をとるものとする。

イ 教育職員の確保

県教育委員会は、県教育事務所及び市教育委員会と連携し、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱をまねかないよう教育職員の

確保に努めるものとする。

ウ 教科書、教材及び学用品の支給方法

(ア) 被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告

市は被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会は、市からの報告に基づき必要に応じて、現品入手の手続きを行うものとする。

(イ) 支給

① 救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書にあっては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

文房具、通学用品にあっては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。

② 救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては、市又は本人の負担とする。

エ 被災児童生徒の転校及び編入

被災児童生徒の転校及び編入については、教育長が別に定める。

(2) 県立学校

ア 学校施設の確保

授業実施のための校舎等の施設の確保は、(1)に準ずるものとする。

ただし、他の施設利用のための応援要請等の手続等は、以下によるものとする。

(ア) 応援の要請

各学校長は、管理外の施設を利用しようとする場合は、県教育委員会に対して、その旨を要請するものとする。

(イ) 応援の指示等

要請を受けた県教育委員会は、隣接の適当な県立の学校等に対して、施設を利用させるよう指示するものとする。

なお、当該地域に適当な県立学校等の施設がないときは、その地域の適当な公共施設等の利用について、当該施設の管理者に協力を要請するものとする。

イ 教育職員の確保

災害に伴い教職員に欠損が生じたときは、学校長は、県教育委員会に対して教職員派遣の要請をする。要請を受けた県教育委員会は、ただちに教職員を派遣する。

ウ 応急教育

災害に伴う被害程度によって授業ができないときは休校とする。

ただし、正規の授業が困難であっても、できるだけ速やかに応急教育の実施に努めるものとする。

応急教育の実施にあたっては、以下の点に留意して行なうものとする。

(ア) 生徒の教科書等の滅失状況等

(イ) 災害に伴う交通機関の状況あるいは、学校外の施設利用の際における通学の関係等

エ 教科書及びその他の学用品の支給等

災害により教科書等が滅失したものに対し、当該地域でその入手が困難なときは、その学校においてとりまとめて調達の支援をするものとする。

ただし、特別支援学校（高等部を除く）にあっては、(1)のウに定める方法により調達配給するものとする。

オ 授業料等の減免措置

生徒の保護者等が被災した場合は、その被災の程度に応じて沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例等の規定に基づき、授業料等の減免等の措置をとる。

(3) 私立学校

私立学校の災害時における応急教育について、学校設置者が計画を策定し、その実施に

当たるものとする。

私立学校設置者は、自ら応急の教育を行うことが困難な場合は、他の私立学校設置者、市教育委員会又は県教育委員会に対し、教育施設及び教職員の確保等、教育に必要な応援を要請する。

3 学校給食対策（実施主体：市[学校給食共同調理場]、県教育委員会）

市教育委員会及び県立学校長は、応急給食について県教育委員会、県学校給食会及び宮古保健所と協議の上、実施するものとする。

4 社会教育施設等の対策（実施主体：市[生涯学習振興課、宮古島市公民館、市民スポーツ課]、県教育委員会）

社会教育施設等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いことから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理等を速やかに実施するものとする。

5 罹災児童・生徒の保健管理（実施主体：市[学校教育課]、県教育委員会）

市及び県は、罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

6 文化財の保護（実施主体：市[生涯学習振興課]、県教育委員会）

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 市指定の文化財は、市教育委員会に報告する。

(2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。国指定の文化財は、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告する。

県教育委員会は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等の専門家の意見を参考にして文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導するものとする。

第 25 節 危険物等災害応急対策計画

1 石油類（実施主体：市[消防本部]、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署）

(1) 危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、市（消防本部）等の関係機関に通報するものとする。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 市の役割

市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。

(3) 宮古島警察署の役割

宮古島警察署は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(4) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大

防止措置を行うものとする。

2 高圧ガス類（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署）

(1) 高圧ガス保管施設責任者の役割

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

(2) 市の役割

市は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県の役割

県は、以下の保安措置を行う。

ア 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。

イ 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

(4) 宮古島警察署

宮古島警察署は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

3 火薬類（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署）

(1) 火薬類保管施設責任者の役割

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。

ウ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

(2) 市の役割

市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県

県は、次の保安措置を実施する。

ア 火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。

イ 火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。

(4) 宮古島警察署の役割

宮古島警察署は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難

措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

- (5) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

4 毒物劇物（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署）

(1) 毒物劇物保管施設責任者の役割

毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出し、しみ出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、宮古保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報するものとする。

ア タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。

イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 市の役割

市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県の役割

県は、施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施するものとする。

(4) 宮古島警察署の役割

宮古島警察署は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

- (5) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

以上の危険物等災害時の通報連絡系統を、参考資料 3-14 に示す。

参考資料 3-14 危険物等災害の通報連絡系統図

第 26 節 海上災害応急対策計画

（実施主体：市[総務課、港湾課、消防本部]、県、宮古島警察署、沖縄総合事務局、自衛隊、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署、その他関係機関及び団体）

船舶の事故や船舶からの大量の石油類等の危険物が海域へ流出し、海上火災その他の海上災害が発生した場合において、人命及び財産の保護、流出油等の防除及び危険物の特性に応じた消火等の措置を講じる。

1 応急対策

(1) 災害対策連絡調整本部の設置

市は、防除活動を効果的かつ円滑に推進するため、宮古島海上保安署に設置される連絡調整本部（以下「調整本部」という）及び防災関係機関と緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。また関係機関は「調整本部」に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図る。

なお、調整本部の設置時期については、宮古島海上保安署に大規模海難対策本部等が設置されたときとする。

(2) 実施機関

- (ア) 宮古島海上保安署
- (イ) 沖縄総合事務局（平良港湾事務所）
- (ウ) 宮古島地方気象台
- (エ) 航空自衛隊宮古分屯基地（第53警戒隊本部）
- (オ) 宮古事務所総務課
- (カ) 宮古農林水産振興センター農林水産整備課
- (キ) 宮古島警察署
- (ク) 宮古島市総務部総務課
- (ケ) 宮古島市建設部港湾課
- (コ) 宮古島市消防本部
- (サ) 株式会社りゅうせき宮古支店
- (シ) 宮古港運株式会社（琉球海運（株）宮古支店）
- (ス) 平良港運株式会社
- (セ) 沖縄電力株式会社離島カンパニー宮古支店
- (ソ) 平良港工事安全連絡協議会
- (タ) 社団法人琉球水難救済会平良支部
- (チ) 防災契約業者
- (ツ) 独立行政法人海上災害防止センター

(3) 海上災害発生時の通報系統

海上災害発生時の連絡系統は、参考資料3-15のとおりとする。

参考資料3-15 海上災害時の通報系統図

2 海上保安本部の実施事項

第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署が実施する災害応急対策は、次のとおりである。

(1) 非常体制の確立

- (ア) 管内を非常配備とする
- (イ) 大規模海難等対策本部を設置する
- (ウ) 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力及び通信の確保に努める
- (エ) 巡視船艇や航空機等により被害状況調査を実施する
- (オ) 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告、出入港制限等の措置を執る

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

- (ア) 気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全警報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する
- (イ) 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知する
- (ウ) 大量の油の流出、放射性物資の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船舶及び航空機による巡回等により速やかに周知する

(3) 情報の収集等

次に掲げる事項に関し、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するものとする。

ア 災害が予想されるとき

- (ア) 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運行状況等）
- (イ) 船舶交通の輻輳状況
- (ウ) 船だまり等対応状況
- (エ) 被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況
- (オ) 港湾等における避難者の状況
- (カ) 関係機関等の対応状況
- (キ) その他災害応急対策の実施上必要な事項

イ 発生後

- (ア) 海上及び沿岸部における被害状況
- (イ) 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- (ウ) 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- (エ) 船舶・海洋施設・港湾施設等の被害状況
- (オ) 水路・航路標識の異常の有無
- (カ) 港湾等における避難者の状況
- (キ) 関係機関等の対応状況
- (ク) その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を作成するものとする。

その際、救助や救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより必要な資機材を確保し、効率的な救助や救急活動を行うものとする。

(5) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとし、想定される輸送対象は次の通りとする。

段階別／時期	輸送対象
第1段階 避難期	(ア) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 (イ) 消防や水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 (ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 (エ) 負傷者等の後方医療機関への搬送 (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、並びに交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 輸送機能確保期	(ア) 第1段階の続行 (イ) 食糧や水など生命の維持に必要な物資 (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 応急復旧期	(ア) 第2段階の続行 (イ) 災害普及に必要な人員及び物資 (ウ) 生活必需品

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10

号)に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付けし、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

市及び関係機関の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、沿岸部の陸上における救助・救急活動について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施するものとする。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対策巡視艇の活用について配慮するものとする。

(ア) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

(イ) 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

(ウ) その他の支援活動については、その都度災害対策本部と協議の上決定する。

(8) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

(ア) 防除措置を講ずべき者が行う防除措置の効果的な者とするため、巡視船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出勤させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

(イ) 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し防除措置を講ずべきことを命ずる。

(ウ) 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があるとみとめられるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

(エ) 防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは必要に応じて綿密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。

(オ) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置等船舶の航行制限を行う。

(カ) 危険物の防除作業にあたっては、ガス探知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒第二次災害の防止を図る。

(9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(ア) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。(この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める)

(イ) 海難の発生及びその他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

(ウ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告する。

(エ) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運行に必要なと思われる情報について、無線機等を通じ船舶へ情報提供を行う。

(オ) 水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じ検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(カ) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び同条第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市長村長にその旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報収集に努め、必要に応じ巡視船艇により次に掲げる措置を講ずるものとする。

(ア) 災害発生地域の周辺海域に巡視船艇を配備し、犯罪の予防・取締まりを行う。

(イ) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安措置については、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

(イ) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な措置を行う。

(ウ) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与える恐れのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却並びに現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

3 市の対応

(1) 被害防止対策

港内又は港の境界付近の船舶及び漁港施設等の災害防止のため、災害発生のおそれがある場合、公営企業対策班は港内を巡視し、船舶及び関係者に対する関連情報の迅速な伝達、早期避難勧告や荒天準備の指導等、必要な措置を講じる。

また、応急対策の必要がある場合は、市長（総務対策部総務班）が宮古島海上保安署に要請し、同本部の行う応急対策に協力して活動する。

《被害防止措置事項》

(ア) 沿岸住民に対する災害情報の周知・広報

(イ) 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置

(ウ) 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告

(エ) 沿岸及び地先海面の警戒

(オ) 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）

(カ) 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着物等の防除措置の実施

(キ) 消火作業及び延焼防止作業

(ク) 防除資機材及び消火資機材の整備

(ケ) 事故貯油施設の所有者に対する海上への石油等流出防止装置の指導

(コ) 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導

(サ) その他海上保安署等の行う応急対策への協力

(2) 災害時の対応

総務対策部総務班及び消防対策部は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消火活動、人命等の救護について、宮古島海上保安署と協力して実施する。

また、宮古島海上保安署に協力し、密接な連携を取りながら流出危険物の防除について応急措置を講ずる。

消防団は、被害に伴う海上における治安維持のため、宮古島海上保安署及び警察機関と協力し、緊密な連絡を保ちながら各種犯罪の情報収集、犯罪の防止、捜査、犯人の検挙或いは暴動・騒乱の予防、鎮圧その他治安維持に必要な措置をとる。

(3) 油汚染事故等への対応

対策別	実施内容
油防除	(ア) 油汚染事故に際して、海上保安庁長官（宮古島海上保安署長）から「排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の除去、その他の海洋汚染を防止するため必要な措置」の要請があった場合は、市が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応する。 (イ) 油汚染事故等の緊急措置については、市における「油濁防止緊急措置手引書」を作成し、油防除資材等を設置する。
漂着油除去	(ア) 漂着物の除去作業は、原因者等の防除活動のみでは十分な対応ができない場合、市が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応するものとし、原因者不明の漂着油に関しても同様とする。 (イ) 応急対策用資機材については、市で確保するほか、不足するものについては協力者に持参するよう求めるとともに、国や県と密接に連携し、適切な技術指導・協力を求め、迅速な除去に努めるものとする。

(4) 災害復旧・復興対策

災害による地域の社会経済活動が低下する状況を踏まえ、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等と連携を図りつつ被災の復旧・復興に当たり、次に掲げる対策を講ずるものとする。

対策別	実施内容
海洋環境の汚染防止	瓦礫等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずる。
海上交通完全の確保	災害復旧・復興に関する工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全確保のため、次に掲げる措置を講じるものとする。 (ア) 船舶の輻輳が予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理指導を行う。 (イ) 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事施工となった場合、工事関係者に対し工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

第27節 在港船舶対策計画

第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署、沖縄総合事務局、宮古島警察署、市及び宮古島漁業協同組合は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の

万全を期するため、相互に連携し、以下の措置を講ずるものとする。

1 船舶の被害防止対策

災害が発生するおそれがある場合は、関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
- (2) 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
- (3) 荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
- (4) 航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- (5) 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

2 津波避難

津波に対する船舶等の避難は、「第6節 避難計画」による。

第28節 労務供給計画

1 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、それぞれ応急対策実施機関において行うものとする。ただし実施機関において必要な労務者の確保が困難な場合は、当該実施機関の要請により公共職業安定所において供給の支援を行うものとする。

2 労務者の供給の方法（実施主体：市[総務課]）

労務者を必要とする応急対策実施機関は、必要とする作業内容、労務の種別、就労時間所要人員及び集合場所を明示して、公共職業安定所長に要請するものとする。

3 救助法による賃金職員等の雇上げ（実施主体：市[総務課]）

市が実施する、救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

(1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

ア 被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

イ 医療及び助産における移送賃金職員等

(ア) 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

(イ) 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。

(ウ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

ウ 被災者の救出賃金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

エ 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

- (ア) 被服、寝具、その他の生活必需品
- (イ) 学用品
- (ウ) 炊き出し用の食料品、調味料、燃料
- (エ) 医薬品、衛生材料

カ 死体捜索賃金職員等

死体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

キ 死体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

(2) 賃金職員等雇上げの特例

ア 上記のほか、埋葬、炊き出しその他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合、市は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

- (ア) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目
- (イ) 賃金職員等の所要人員
- (ウ) 雇上げを要する期間
- (エ) 賃金職員等雇上げの理由

イ 県は市から要請を受け、その必要を認めたときは、内閣府にその旨を申請し、承認を得て実施するものとする。

(3) 雇上げの費用及び期間

ア 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

イ 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

4 従事命令、協力命令（実施主体：市[総務課]）

(1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

〔従事命令等の種類と執行者〕

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条 1 項	市長
		〃 第 65 条 2 項	警察官、海上保安官
		〃 第 65 条 3 項	自衛官（市長の職権を行う者がその場にはいない場合）
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
		自衛隊法第 94 条	自衛官（警察官がその場にはいない場合）
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第 24 条第 1 項	知 事
	協力命令	〃 第 25 条	
災害応急対策事業	従事命令	災害対策基本法第 71 条 1 項	知 事

第3部 災害応急対策計画 第3章 災害応急対策計画(共通編)

(災害救助を除く 応急措置)	協力命令	〃 第 71 条 2 項	市長 (委任を受けた場合)
消防作業	従事命令	消防法第 29 条 5 項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者水防団長 消防機関の長

〔命令対象者〕

命令区分 (作業対象)	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による 知事の従事命令 (災害応急対策並びに救 助作業)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技 師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は 歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による 知事の協力命令 (災害応急対策並びに救 助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官、海 上保安官の従事命令 (災害応急対策全 般)	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場に ある者
警察官職務執行法による警察官の従事 命令 (災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係 者
消防法による消防吏員消防団員の従事 命令 (消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消 防機関の長の従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

参考資料 7-14 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書 (様式)

(2) 損失に対する補償

市又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。(基本法第 82 条第 1 項)

(3) 実費の弁償

県は、従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、基本法施行令第 35 条の規定に基づく基準に従ってその実費を弁償するものとする。(基本法第 82 条第 2 項)

また、救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第 11 条の規定に基づき別に定めるところにより実費を弁償するものとする。(救助法第 24 条第 5 項)

(4) 傷害等に対する補償

ア 県の役割

県は、従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し又は協力した者がそのため死亡し負傷し若しくは疾病となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。(基本法第 84 条第 2 項)

イ 市の役割

市は、従事命令 (警察官又は海上保安官が基本法の規定により市長の職権を行った場合も含む) により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、又は疾病となったときは、当該市は基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者

の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。
(基本法第84条第1項)

第29節 民間団体の活用計画

1 実施責任者（実施主体：市[総務課]、県）

- (1) 民間団体の活用は、市内の民間団体の協力を求めて行うものとする。
なお、市で処理できない場合は、近隣市村に協力を求めて行うものとする。
- (2) 大規模な被害又は広範囲にわたる災害が発生した場合、若しくは市で処理できない場合においては、市は県に対し民間団体の活用の要請を行うものとする。

2 組織及び活動内容

- (1) 組織
民間団体の組織としては、青年団体及び女性団体その他の団体とする。
- (2) 活動内容
活動内容は被害の程度によって異なるが、おおむね以下のとおりとし、各自の体力、経験等に応じて可能な活動に当たるものとする。
ア 被災者の救出、又は災害応急復旧等の作業の応援
イ 災害後の炊き出しの応援

第30節 ボランティア受入計画

1 ボランティアの募集（実施主体：市[生活福祉課]、県、市社会福祉協議会）

県及び県社会福祉協議会に設置される災害救援ボランティアセンターは、被災地におけるボランティアの円滑な活動が図られるよう被災地災害ボランティアセンターと連携協力を行う。

また、被災地災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

2 ボランティアの受け入れ（実施主体：市[生活福祉課]、県、市社会福祉協議会）

県被災地災害ボランティアセンターは、県、市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社及び地域のボランティア団体等と連携し、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

さらに、ボランティアの受け入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや住民組織からの人員の派遣等により実施する。

参考資料 7-15 ボランティア登録名簿（様式）

3 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

- (1) 専門ボランティア

- ア 医療救護（医師、看護師、助産師等）
 - イ 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
 - ウ 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
 - エ 住宅の応急危険度判定（建築士）
 - オ その他災害救助活動において専門技能を要する業務
- (2) 一般ボランティア
- ア 炊き出し
 - イ 清 掃
 - ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
 - エ 被災地外からの応援者に対する地理案内
 - オ 軽易な事務補助
 - カ 危険を伴わない軽易な作業
 - キ 避難所における各種支援活動
 - ク その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
 - ケ 災害ボランティアセンターの運営に関する支援
 - コ その他必要なボランティア活動

4 ボランティアの活動支援（実施主体：市[生活福祉課]、県、市社会福祉協議会）

県、市及び社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

(1) 活動場所の提供

- ア 沖縄県社会福祉協議会が設置する災害救援ボランティアセンターの役割【沖縄県社会福祉協議会（県総合福祉センター）、県庁舎】
 - (ア) ボランティアの活動方針の検討
 - (イ) 全体の活動状況の把握
 - (ウ) ボランティアニーズの全体的把握
 - (エ) ボランティアコーディネーターの派遣調整
 - (オ) 各組織間の調整。特に行政との連絡調整
 - (カ) ボランティア活動支援金の募集、配分
 - (キ) 被災地災害ボランティアセンターの立ち上げ及び継続的活動支援
- イ 被災地災害ボランティアセンターの役割【市社会福祉協議会、市庁舎等】
 - (ア) 避難所等のボランティア活動の統括
 - (イ) 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）
 - (ウ) 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）
 - (エ) ボランティアの紹介
 - (オ) ボランティアニーズの把握とコーディネーション
 - (カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

市及び県は、可能なかぎり、電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

(3) 情報の提供

市及び県は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって情報の共有化を図る。なお、提供するにあたっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

市は、ボランティア保険の加入に際して金銭面の支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

市及び県は、ボランティアが必要としている物資を報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第31節 公共土木施設応急対策計画

1 実施責任者

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が連携・調整の上、行うものとする。

2 施設の防護（実施主体：市[道路建設課、港湾課]、県、沖縄総合事務局）

(1) 道路施設

ア 国道（指定区間外）及び県道

国道（指定区間外）及び県道の管理者である県における措置は、以下のとおりとする。

- (ア) 宮古土木事務所は常に所管の道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるように努めるものとする。
- (イ) 被害が発生するおそれがあるときは所管の道路の状況を把握するため、道路監視車を巡回させる等の方法を講じ、被害情報の収集、道路災害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。
- (ウ) 宮古土木事務所長の災害に関する報告は、「第2節 災害状況等の収集・伝達計画」に定めるところによるものとする。

イ 市道

市道における措置は、以下のとおりとする。

- (ア) 市長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を宮古土木事務所長に報告するものとする。
 - ・被害の発生した日時及び場所
 - ・被害の内容及び程度
 - ・迂回道路の有無
- (イ) 市長は、自動車の運転者が、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した際に直ちに市長に報告するよう、常時指導・啓発しておくものとする。

(2) 港湾・漁港施設

ア 県の役割

- (ア) 宮古土木事務所等は、常に所管の防波堤、護岸、岸壁等の破壊その他船舶、貯木場、民家に支障を及ぼすおそれのある箇所については検討を加え、災害時に沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、迅速、適切な措置がとれるよう努めるものとする。
- (イ) 災害発生のおそれがある場合は、所管の岸壁、護岸の状況を把握するため所員を地区別に手分けして、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、被害情報の収集、護岸、岸壁被害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。

イ 市における措置

市長は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに以下の事項を宮古土木事務所長等に報告するものとする。

- (ア) 被害の発生した日時及び場所
- (イ) 被害内容及び程度
- (ウ) 泊地内での沈没船舶の有無

3 応急措置（実施主体：市[道路建設課、港湾課]、県、沖縄総合事務局）

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものと

する。

(2) 港湾・漁港施設

港湾・漁港管理者は災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

4 応急工事（実施主体：市[道路建設課、港湾課]、県、沖縄総合事務局）

(1) 応急工事の体制

ア 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講じておくものとする。

(ア) 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法

(イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

ア 道路施設

(ア) 応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

- ・排土作業又は盛土作業
- ・仮舗装作業
- ・障害物の除去
- ・仮道、さん道、仮橋等の設備

(イ) 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

イ 港湾・漁港施設

(ア) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行するものとする。

(イ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

(ウ) けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

第 32 節 航空機事故災害応急対策計画

（実施機関：市[空港課、消防本部]、県、空港管理者、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署）

第 1 款 空港及び周辺区域での事故

宮古空港、下地島空港及びその周辺における航空機事故、火災その他の災害（以下「緊急

事態」という。)が発生し又は発生するおそれがある場合の空港災害対策は、以下により実施する。

1 空港災害応急対策本部の設置

下地島空港、宮古空港及び空港周辺における航空機事故に対する捜索並びに消火救難活動及び空港基本施設等の災害復旧応急対策を実施するため、関係機関の協力により、当該空港に空港災害応急対策本部を設置する。

2 空港災害応急対策の内容

空港災害応急対策の目的は、主として航空機事故が発生し、又は航空機火災が発生するおそれのある場合に、人命救助を目的として航空機火災を防御し、医療措置を必要とする航空機搭乗者への適切な措置を実施する。

また、空港内に重大な事故が発生した際には、空港施設の早期復旧に努力し、航空交通早期再開と空港の安全確保を図る。

3 事故処理要領

事故処理に当たっては、迅速かつ適切に対処するため、那覇空港事務所航空事故処理規程、「消火救難業務に関する協定」、空港緊急時対応計画及び消火救難業務処理要領に基づき、効果的な事故処理を実施する。

4 空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図

空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図は、「参考資料3-16」のとおりとする。

参考資料 3-16 空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

第2款 空港及び周辺区域以外での事故

空港及び空港周辺以外の地域において墜落事故等が発生した場合には、市、県及び防災関係機関は、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

1 空港管理者

空港の利用にあたっては、情報収集及び緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。

2 県の役割

- (1) 航空機事故が発生したときは、防災関係機関に通報するとともに、ヘリコプター等を要請して、情報収集を行う。
- (2) 市が実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を指示する。
- (3) 医療救護活動を実施する必要が生じた時は、医療救護要員の派遣又は待機を行う。
- (4) 必要に応じて防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

3 市の役割

(1) 事故発生の通報

ア 航空事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。

イ 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を実施する。

ウ 死傷者が発生した場合、市内医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収

容所及び死体収容所の設置又は手配を行う。

(2) 県への応援要請

災害の規模が大きく市のみで対応できない場合は、応援協定に基づき県に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

4 宮古島警察署の活動

(1) 航空機の墜落現場が不明の場合、又は航空機が行方不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合は、情報収集に当たるとともに、県警ヘリコプター等の派遣を要請し、捜索活動を実施する。

(2) 航空災害が発生した場合においては、直ちに警察署員を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場の地形、周辺の道路状況、現場にいたる行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

5 第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署の活動

(1) 航空機が海上で行方不明となり、災害が発生したおそれがある場合は、情報収集活動及び巡視船艇・航空機を活用した捜索活動を実施する。

(2) 海上において航空機事故が発生した場合には、巡視船艇や航空機を墜落現場へ急行させ、情報収集活動を行うとともに、海上における捜索救難活動を行う。

第33節 ライフライン等施設応急対策計画

第1款 電力施設応急対策（実施主体：沖縄電力(株) 離島カンパニー宮古支店）

市内における災害時の電力供給のための応急対策は、次によるものとする。

1 実施方針

沖縄電力(株)における応急対策は、同社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施するものとする。

2 関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力(株)は、電力施設復旧の処理に当たって大口需要家及び関係市町村と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県災害対策本部（総括情報班）と協議して措置するものとする。

第2款 液化石油ガス施設応急対策（実施主体：液化石油ガス販売事業所）

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、沖縄県高圧ガス保安協会長、消防機関及び警察に通報するとともに、応急措置を行う。

第3款 上水道施設応急対策（実施主体：市[工務課、水道総務課]）

1 上水道の応急対策

市は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

2 広域支援の要請

県は、水道事業者等による相互の支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、市は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

第4款 下水道施設応急対策（実施主体：市[下水道課]、県）

下水道施設に被害が発生した場合、市は県と連携し、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については被害状況調査の結果に基づき、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠枳及び取付管等の復旧を行う。

第5款 電気通信設備応急対策

（実施主体：NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)）

電気通信関係機関は、市内における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。

第34節 交通機関応急対策計画

1 バス・タクシー

バス・タクシー事業者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

2 フェリー等

旅客を扱う事業者及び港湾・漁港管理者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、フェリーターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

3 空港

県及び航空会社は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、空港ターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、津波到達予想時刻や予想される津波の高さ等から空港ビル内での待機などを適切に判断する。

また、応急対策における傷病者や救援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすため、可能な限り機能の早期回復措置を講ずる。

第35節 農林水産物応急対策計画

1 農林水産物の対策（実施主体：市[農政課]、県）

県は、災害の発生により農林水産物に甚大な被害をうけたときは、ただちに対策を樹立

し、報道機関を通じて周知徹底をはかるとともに、県出先機関及び市を通じて事後対策について指導を行うものとする。

2 農産物応急対策（実施主体：市〔農政課〕、県）

(1) 種苗対策

ア 災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、市は関係の農業協同組合各支店に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。

イ 市長の要請を受けた JA おきなわ宮古地区本部は、直ちに要請をとりまとめ管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して必要量を確保するものとする。

ウ 県は、連合会等から種苗のあっせん依頼の要請があった場合、国並びに中央取扱い機関等に要請して種苗の確保を図るものとする。

(2) 病虫害防除対策

ア 緊急防除対策

災害により病虫害が異常発生し、又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合、県は県病虫害防除協議会に諮り、病虫害緊急防除対策を樹立し、市長に対し具体的な防除を指示するものとする。

イ 緊急防除指導班の編成

県は、特に必要と認めたときは緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

3 家畜応急対策（実施主体：市〔畜産課〕、県）

(1) 家畜の管理

地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要があるときは、市においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 家畜の疾病対策

家畜疾病の発生を予防するため、市内の農場に対して、県は市等の協力を得て、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準等の遵守を指導するものとする。

診断の必要な家畜は、市長の要請により家畜診療所獣医師等を災害地域へ派遣するものとする。

県は、獣医師の確保が必要な場合は、獣医師会に協力を要請するものとする。

災害による死亡家畜については、家畜の飼養者をして市に届出を行わせるとともに、関係法令に基づき埋却又は焼却等の処理を適切に行うものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、市の要請に基づき、県は政府保有の麦類、ふすまの放出を要請するほか、流通粗飼料については沖縄県農業協同組合に対し必要数量の確保を要請し、供給についてあっせんを行うものとする。

4 水産物応急対策（実施主体：市〔水産課〕、県）

(1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保の要請等

市は、災害によって水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、その生産を確保するためのあっせんの措置を県に要請するものとする。

(2) 魚病等の防除指導要請等

市は、災害により水産養殖物に魚病発生のおそれがある場合、又は発生蔓延防止のための防除対策又はその対策指導について県に要請するものとする。

第36節 道路事故災害応急対策計画

(実施主体：市[道路建設課、消防本部]、県、宮古島警察署、沖縄総合事務局)

1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- (1) 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。
- (3) 市は県へ連絡し、県は被害状況を把握するとともに、総務省消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。
- (4) 宮古島警察署は、被害に関する情報を把握し、県警察本部を通じ警察庁に連絡する。

2 応急活動及び活動体制の確立

- (1) 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 関係機関は、「第2章第1節 組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制を取る。

3 救助・応急、医療及び消火活動

- (1) 道路管理者は市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- (2) 市及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市及び県は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

4 道路、橋梁等の応急措置

- (1) 道路管理者は、道路・橋梁等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。
- (2) 道路管理者及び上下水道・電気・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。
- (3) 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
- (4) 宮古島警察署は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

5 その他

- (1) 災害復旧への備え
道路管理者は円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。
- (2) 再発防止対策
道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第37節 林野火災対策計画

(実施主体：市[みどり推進課、消防本部]、県、宮古島警察署)

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1 市の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく市で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 負傷者が発生した場合は、市内医療機関等で医療班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、宮古島警察署、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

参考資料 3-13 林野火災時の通報連絡系統図

2 県の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、市等からの情報提供に加え、速やかにヘリコプターによる偵察を関係機関等に要請する。
- (2) 市からの要請に応じて、空中消火等を行うヘリコプターを自衛隊に要請する。
- (3) 林野火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、消防庁に対し緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等を要請する。
- (4) 海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安署へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。

3 宮古島警察署の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、必要に応じて県警ヘリコプター等を活用し、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 必要に応じて、立ち入り禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。
- (3) 死傷者が発生した場合は関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、搜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

